



私たちの取り組みをお知らせします。

ANNUAL REPORT 年次報告書 2025

2025年4月～2026年3月



日本年金機構
Japan Pension Service

すべては お客様のために — 挑戦と改革 —

年金制度は、わが国社会を支えている極めて重要な社会保障制度の一つです。

当機構に与えられた使命は、この年金制度の適切な業務運営を通じて、お客様の生活の安定に寄与することであり、その使命を果たしていくためには、適用・徴収・給付などの基幹業務について、安定的かつ着実な推進を図るとともに、お客様サービスの一層の向上を目指し、不断に取り組み続けていかなければなりません。一方で、われわれを取り巻く社会環境は、近年、一段と変化が進んでいます。デジタル化の急速な展開、人口構造の変化、外国人の増加に加え、人々の働き方や生活様式、サービスに対する期待が多様化し、より一層、新たな視点や対応が求められる場面が増えていきます。

当機構はお客様のために存在する組織です。

われわれに与えられた使命を果たし続けるためには、挑戦と改革の気概を持ち、現状に満足することなく、このような社会環境の変化にも柔軟に対応していかなければなりません。われわれの取り組みはすべてお客様のためにあるという揺るぎない思いの下、将来のビジョンを見据えながら、組織一丸となって引き続き各種取り組みに邁進してまいります。

日本年金機構の令和7年度の主な取り組み実績について教えてください。

第4期中期目標期間の2年目となる令和7年度においては、基幹業務の更なる推進、お客様サービスの一層の向上、デジタル化の推進などによる正確かつ効率的な業務執行体制の確立を図るため、組織目標を「挑戦と改革—お客様サービスの一層の向上のためデジタル化を推進—」としました。

この組織目標の達成に向け、「業務処理のオンライン化の推進」、「お客様チャネルの再構築」、「基幹業務の更なる推進」、「柔軟で多様な働き方の実現」を重点取り組み施策と位置づけ、各種取り組みを推進し、おおむね所期の目標を達成しました。

業務処理のオンライン化の推進

お客様の手続き負担の軽減と機構内部の事務処理の効率化などを図るため、これまで構築してきた各

種オンラインサービスの利用率向上とさらなる機能拡充、生成AIの活用などについて不断の検討およびその実現に向けた取り組みを進めました。

事業所向けオンラインサービスについては、電話や訪問などによる個別勧奨をはじめとした利用勧奨について、中小規模事業所への取り組みを強化して実施するとともに、利用案内の充実や届書作成プログラムの機能改善などの取り組みを行いました。その結果、主要7届書の電子申請の割合は77.3%と前年度以上となったほか、被保険者数51人以上の事業所を合わせた電子申請利用割合は89.6%に達しました。

個人向けオンラインサービスについては、加入、納付・免除、申請（届出）、通知・情報提供など、各種サービスについて、マイナポータル、窓口来訪時、年金セミナー、機構ホームページ、SNSなどを活用



日本年金機構 理事長

大竹和彦

1959年生まれ。岐阜県出身、東京大学法学部卒。
2011年農林中央金庫常務、2015年農林中央金庫専務、
2021年（株）農林中金総合研究所取締役会長、
協同住宅ローン（株）取締役会長、
2024年（令和6年）1月から現職。

TOP MESSAGE

した利用案内などを実施し、各サービスの利用者を拡大しました。

また、離島におけるテレビ電話相談について、Web会議サービスを利用して実施する方法に変更したことを契機とした、市区町村役場におけるオンライン年金相談の対象拡大や、生成AIの活用による技術検証およびさらなる活用範囲の拡大に向けた検討を進めました。

お客様チャネルの再構築

お客様サービスの向上、業務の正確性向上・効率化を図ることを目的として、次期中期計画終了時点で到達すべきチャネルの姿（ビジョン）の実現に向け、各チャネルの見直しを段階的に実施することとしており、令和7年度については、中期取組期間（令和8年度～10年度）にかかる取り組み方針・取り組み事項を策定しました。

基幹業務の更なる推進

【国民年金の保険料収納対策】

無年金・低年金の発生防止を図るため、20歳到

達者や若年層に対する納付督促を徹底することなど、納付に重点を置いた行動計画を策定し計画的な事業推進に取り組みました。令和7年度における現年度納付率は対前年度比+1.0ポイントの79.6%（14年連続で上昇）となり、最終納付率は85.6%（13年連続で上昇）となりました。

【厚生年金保険・健康保険などの適用促進対策】

厚生年金保険などの被保険者として適用されるべき方々の適用漏れを防止することにより、その方々の年金権を守るべく、国税源泉徴収義務者情報などを活用した未適用事業所の適用促進対策に取り組み、約7.7万事業所、約12.7万人を加入指導により適用しました。

また、適用事業所に対する事業所調査についても約11.1万事業所、約580万人について調査を実施し、延べ約8.8万事業所への指摘・約4.9万人の新たな被保険者の適用を行いました。

【厚生年金保険・健康保険などの保険料徴収対策】

各適用事業所の滞納状況に応じた対策を講じるこ



とし、早期の納付指導による収納確保を図るとともに、納付が困難である事業所には、財務状況や資金繰り計画などを丁寧に確認し、法令にのっとった法定猶予制度の適用を行うなど、効果的な徴収対策とともに機構本部と年金事務所が一体となった適切な債権管理を実施し、厚生年金保険料の収納率は99.0%となりました。

【年金給付・年金相談】

令和8年度の男性の特別支給の老齢厚生年金にかかる支給開始年齢の引き上げ完了に伴い、請求件数の増加（老齢年金のTA請求書送付件数は対前年度比約1.6倍）が見込まれる中、年金請求書の審査・決定を遅滞なく行うため、年金給付専門職、年金相談職員の登用拡大を図るとともに、お客様相談室の人員体制を強化しました。

また、障害年金業務について、「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」を受けて、認定業務の客観性・公平性を高めるための取り組みを進めました。

加えて、年金相談の予約率90%以上（令和7年度の平均予約率：90.7%）を維持し、予約のないお客様についても平均待ち時間30分未満で対応するなど、お待たせしない窓口相談体制を維持しました。

柔軟で多様な働き方の実現

多様な雇用形態への対応として、障害者の雇用促進に積極的に取り組むとともに、高年齢者層の活躍を推進する観点から、従来の単年度雇用のエルダー職員制度を拡充して65歳までの5年間の継続雇用とするシニア職員制度を新設するなどの取り組みを行いました。

さらに、職員が仕事と生活の両立ができ、健康で意欲をもって働ける職場環境を確立するため、働き方改革のさらなる促進の取り組みを進めました。また、育児・介護休業法などに基づく各種休暇制度について、引き続き制度周知および取得促進に取り組み、時間外勤務の削減、育児休業取得率や女性管理職比率など、令和7年度に定めた所期の目標をそれぞれ達成しました。



第4期中期目標期間の3年目となる 令和8年度の取り組みについて 教えてください。

当機構の令和8年度の組織目標は

「すべてはお客様のために－挑戦と改革－」としました。

「すべては」という言葉には、当機構の業務運営におけるあらゆる取り組みは、すべてお客様のためにあるという思いを込めています。その行動はお客様のためになっているか、お客様のために何をすべきかを問い続け、結果につなげていく。この姿勢こそが、組織としての原点であり、私たちが果たすべき責任です。

副題の「挑戦と改革」は、第4期中期計画に通底する理念です。現状維持に留まらず、より良くするための新たな課題に「挑戦」し、その挑戦を確かな「改革」につなげていく。この2つがそろって組織は前進を遂げることができます。

この組織目標の達成に向け、「オンラインサービスの進展を踏まえたチャネル戦略の着実な実行」、「基幹業務の更なる高みへの挑戦」、「職員一人ひとりが活躍できる職場環境の整備」にかかる各施策に重点的に取り組むこととし、役職員全員が不動の決意をもって邁進してまいります。

TOP
MESSAGE



P.1

理事長から国民の皆さまへ
すべては
お客様のために
— 挑戦と改革 —

COLUMN コラム

日本年金機構のホームページが
よりわかりやすく、使いやすく P.23

特集

障害年金の認定状況について P.51

COLUMN コラム

年金に関するお問い合わせは
ねんきんチャットボットをご利用ください P.65

年次報告書（アニュアルレポート）の発行について
平成22年1月の設立以来、毎年度、業務運営の状況
や目標の達成状況などについて、国民の皆さまにわ
かりやすく発信することを目的として発行していま
す。今年度版は、令和7年度の取り組みとあわせて、
令和8年の重点取り組み施策についても編集してお
りますので、ぜひご覧いただきますようよろしくお
願いします。

第1章

取り組み状況の全体像と今後の施策がわかる
各部門別令和8年度重点取り組み施策 P.6

統括管理部門	7
統括管理部門（特命担当）	9
人事・会計部門	11
事業企画部門	13
事業管理部門	15
事業推進部門	17
年金給付事業部門	19
システム部門	21

第2章

基幹業務の取り組みがわかる
令和7年度の取り組み P.24

国民年金の適用促進に向けた取り組み	25
国民年金保険料の納付率向上に向けた取り組み	27
厚生年金保険・健康保険などの適用促進に向けた取り組み	31
厚生年金保険・健康保険などの徴収の取り組み	33
年金給付業務の取り組み	35
年金記録問題への取り組み	39
年金相談の充実に向けた取り組み	41
公的年金制度に対する理解促進への取り組み	44
お客様サービス向上の取り組み	45
内部統制システムの有効性確保に向けた取り組み	47
個人情報の保護に関する取り組み	49

第3章

機構組織と年金制度の基礎
日本年金機構と公的年金制度について P.52

日本年金機構について	53
①組織の概要について	
②組織の体制について	
③業務内容について	
日本年金機構のデータ	57
①役員の紹介	
②職員の給与	
③人事・労務関連データ（令和7年度）	
④財務関連データ（令和7年度）	
⑤業務関連データ（令和7年度）	
公的年金制度について	61
公的年金制度の歩み（歴史）	63

第4章

知ってもらいたい情報集
インフォメーション P.66

数字でみる年金	67
令和7年度「わたしと年金」エッセイ受賞作品	69
年金相談のインターネット予約のご案内	71
年金についてのお問い合わせ先	72

第1章

取り組み状況の全体像と今後の施策がわかる

各部門別 令和8年度 重点取り組み施策

日本年金機構本部の部門担当理事から
令和8年度の重点取り組み施策について
紹介します。



副理事長（統括管理部門担当）
高橋 俊之

当部門の役割と重点施策

日本年金機構の経営計画、総合戦略を策定し、推進します。

主要業務

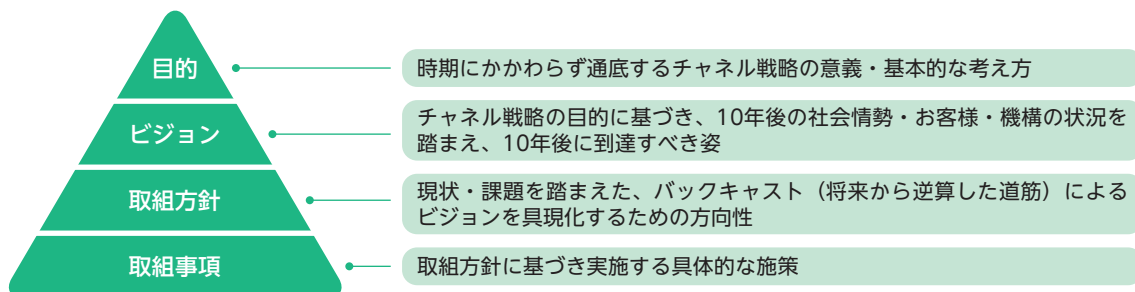
- 経営方針や中期・年度計画の企画立案
- 組織改廃、定員管理、広報、予算・決算業務、組織横断的な課題への対応
- お客様とのチャネル（接点）のあり方を見直す改革の推進
- 社会のデジタル化の進展に対応したオンラインビジネスモデルの推進

令和8年度の重点取り組み

チャネル戦略・オンラインビジネスモデルの推進

（1）チャネル戦略の検討と構成

オンラインビジネスモデルを推進し、お客様サービスを充実させるためには、当機構とお客様との接点であるチャネル全体の将来像を明確にし、各チャネルを効果的に連動させることが必要です。当機構のチャネル戦略は、その意義や、10年後に到達すべき姿（＝ビジョン）を明確にした上で、組織全体が共通認識をもって具体的な取り組みを進めていくため、目的、ビジョン、取組方針、取組事項の4つのレベルで内容を明確にしながら検討しています。



（2）チャネル戦略のビジョン

将来的には大部分のお客様が電子行政サービスを活用されることが見込まれることから、ネットチャネルを使いやすいものとし、各種手続きなどがネットで完結する環境を構築することを予定しています。一方で、お客様のニーズを踏まえ、一定の対面チャネルを維持しつつ、そこにおいても内部事務処理におけるデジタル化により利便性・正確性を向上させることが必要です。ネットチャネルを中心としたサービス体系やワークフローの電子化による効率化分は、今後増加する業務への対応やお客様サービスの向上に必要な経営資源として再配分していきます。

お客様にもたらす効果

お客様の利便性・サービスの正確性を高める

- いつでも・どこでも・どなたでもネットチャネルによる手続き・相談
- 書く手間がない窓口手続き
- 正確で質の高い電話対応
- 手続き・確認を漏れなく行うことによる正確な年金記録と確実な年金受給

チャネル戦略で実現する主な事項

- ▶ ネットチャネルの機能拡充によるネット完結型サービスの提供
- ▶ ビデオ通話、タブレットなどを活用した利便性の高い対面・ネットサービス
- ▶ コールセンターによる受電の一元対応
- ▶ ネットチャネルを中心としたプッシュ型サービスの実施
- ▶ 受付から内部処理・通知までのデジタルワークフローの実現

機構にもたらす効果

正確で効率的な機構の業務運営体制を確保する

- デジタル化、ペーパーレス化（電子データの活用）による正確な業務実施体制の確保
- 効率化効果を踏まえた経営資源の適正配分による業務執行体制の強化

(3) オンラインビジネスモデルの推進

お客様の手続き負担の軽減と機構内部の事務処理の効率化などを図る観点から、お客様からの届出や照会、機構からの通知や情報提供に関するオンラインサービスの拡充と利用促進に取り組んでいます。事業所からの主要7届書※の電子申請の割合は77.3%（令和7年度）に達しており、これを80%以上（令和8年度）まで引き上げることを目標とし、お客様ご自身の年金情報の確認や手続きがオンラインで行える「ねんきんネット」などを活用して引き続き電子申請利用率および電子送付サービス（ペーパーレス化）の利用者の拡大などを図ります。

※主要7届書：資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、被扶養者異動届、国民年金第3号被保険者関係届

■ 事業所向けオンラインサービス（電子申請・オンライン事業所年金情報サービス）

	令和7年度 実績		令和8年度 目標
電子申請	① 主要7届書の電子申請割合	77.3%	① 主要7届書の電子申請割合 目標：80%以上
	② 全事業所における電子申請利用事業所割合 (うち被保険者51人以上の事業所)	38.1% (89.6%)	② 全事業所における電子申請利用事業所割合 目標：40%程度
電子送付	③ オンライン事業所年金情報サービス 利用事業所割合	8.3% (21.2万事務所)	③ オンライン事業所年金情報サービス利用事業所割合 目標：10%程度

■ 個人向けオンラインサービス（「ねんきんネット」などを活用した各種個人向けサービス）

	令和7年度 実績		令和8年度 目標
電子申請	国民年金被保険者関係届の電子申請割合	25.0%	26%程度
	国民年金学生納付特例申請書の電子申請割合	29.1%	32%程度
	国民年金保険料免除申請書の電子申請割合	13.4%	15%程度
	扶養親族等申告書の電子申請割合	13.1%	前年度以上の電子申請件数
電子送付(※2)	国民年金保険料控除証明書の電子送付割合	17.6%	20%程度
	公的年金等の源泉徴収票の電子送付割合	3.8%	5%程度
	ねんきん定期便のペーパーレス化割合	8.0%	前年度+1%程度

※2：各通知書発行件数に対する電子送付希望者の割合

(4) 令和8年度の主な取組事項

● オンライン年金相談の拡充

離島3島（佐渡・壱岐・五島）向けのWeb会議サービスを利用したオンライン年金相談（令和8年2月開始）を拡充し、年金事務所から出張相談を行っている他の市町村役場でも行えるよう、協議を進めています。また、将来の自宅からのオンライン年金相談の実現に向けた課題について検討しています。

● 事業所向けオンラインサービスの拡充

事業所が行う厚生年金の手続きについて、電子申請の利用勧奨を進めています。また、現行の小規模事業所向けの「届書作成プログラム」に代わり、使いやすい新しいソフトウェアの開発を進めています（令和10年開始予定）。

● 個人向けオンラインサービスの拡充

マイナポータルやねんきんネットによる手続きの利用勧奨を進めています。また、電子申請で受け付けた老齢年金請求書をデジタルワークフローで審査するためのシステムの開発を進めています（令和9年開始予定）。

● 基幹業務の執行体制の強化

業務の効率化を踏まえた事務センターの再編、年金事務所の機能強化などについて検討を進めています。



統括管理部門（特命）担当理事
久保 勇紀

当部門の役割と重点施策

リスク管理やコンプライアンス確保に取り組んでいます。

主要業務

- 事務処理の正確性の確保、事務処理誤りの削減に向けた取り組みの徹底
- リスク管理・コンプライアンス確保の取り組み
- これらの取り組みを継続的に推進することで強固なガバナンス体制を構築し、信頼に応え続けられる組織を目指す

令和8年度の重点取り組み

1 内部統制システムの有効性確保

機構の内部統制については、理事会の統括の下、「内部統制システム構築の基本方針」（業務方法書第16条）に基づき、業務の適正性確保に向け、以下の取り組みを行っています。また、それらの取り組みに併せて、リスク管理の三線防御体制^{*}の実効性・効率性を高めるための取り組みを進めています。

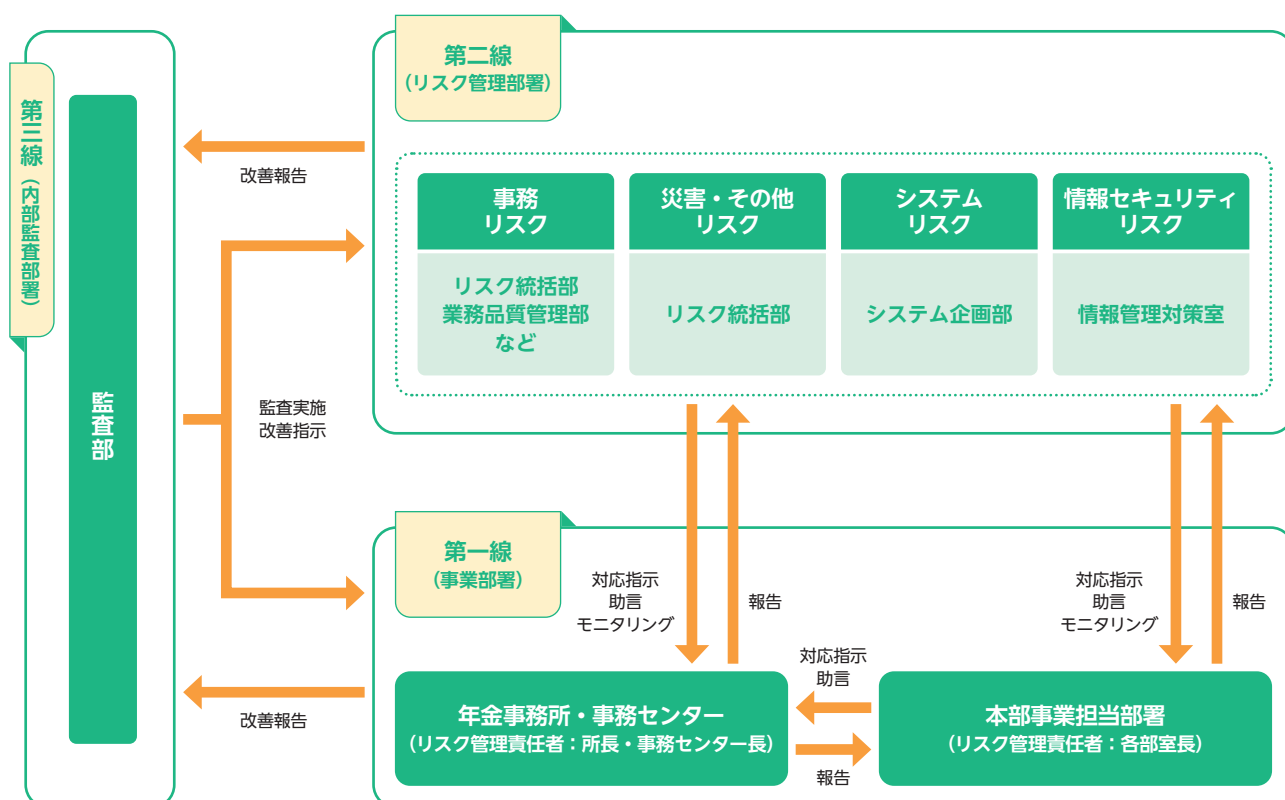
^{*}：機構においては、三線防御体制を以下のとおり位置づけています。

第三線：第二線に対するリスク管理体制の整備・運用状況の有効性に関する監査を行う部署（監査部）

第二線：第一線のリスク管理のルールを定め、ルールの順守状況をモニタリングし、リスクへの対応を行う部署（リスク統括部、業務品質管理部、情報管理対策室、システム企画部、コンプライアンス部 など）

第一線：リスクオーナーとして、事業を行う部署（年金事務所、事務センター、本部事業担当部署）

■ 三線防御体制の全体像（イメージ図）



2 事務処理の正確性の確保

事務処理誤りの早期発見および対応を行うとともに、事務処理誤りの削減に向け、再発防止および未然防止を図った結果、事務処理誤りの件数は減少傾向にあります。また、ルールを現場に定着させ、ルールの徹底を確実なものとするためのさまざまな取り組みを行っています。

(1) 事務処理誤りの早期発見、発生時の対応および削減に向けた取り組み

①早期発見

- 日報や事務処理誤り報告などのモニタリングを精緻に実施する。
- 速やかな役員などへの報告、個別対応を行う。
- 事務処理誤りの月次公表、年次公表の適切な実施、事務処理誤りについての点検・分析の徹底、再発・未然防止に向けた取り組みへの反映を行う。

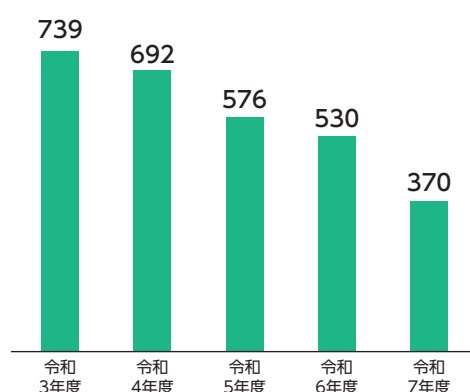
②発生時の対応

- 事務処理誤りの発生部署、リスク管理担当部署および本部関係部署の連携による事案の早期報告・早期対応、進捗管理、発生原因などの調査・分析、マニュアルの見直しなどの再発防止策の策定・実施および拠点への周知徹底を行う。

③削減に向けた取り組み

- 事務処理誤りの再発防止および未然防止のため、発生原因などを分析し、その結果に基づき、対策を検討・策定したうえで、効果的な周知、研修および指導など、必要な取り組みを着実に実施する。

■ 事務処理誤りの発生状況(令和8年3月末時点)
(単位:件)



(2) 年金個人情報を取り扱う外部委託の適正な管理

外部委託業務における年金個人情報の管理の徹底と業務品質の確保を図るため、外部委託管理ルールを着実に実施し、外部委託を行ううえでのリスクを把握し、調達企画段階から履行終了までの各プロセスにあるリスクに対し、必要な対応を行っています。

3 リスク管理・コンプライアンス確保の取り組み

以下の取り組みにより、リスク管理とコンプライアンスの確保を図ります。

(1) リスク管理

「事務リスク」、「システムリスク」、「情報セキュリティリスク」および「災害その他リスク」について、各セグメントに応じリスクアセスメントなどを活用したリスクの把握および再発・未然防止を図ります。

(2) コンプライアンス確保

役職員に対し、ケーススタディを活用した実効性のある研修（随時）、機構内報などでの情報発信（毎月）を行うとともに、コンプライアンス自己点検（毎月）、コンプライアンス意識調査（年1回）を継続的に実施しています。



人事・会計部門担当理事
立田 英人

当部門の役割と重点施策

正確かつ安定した年金制度の運営を支えるための取り組みを継続的に進めています。

主要業務

- 採用から研修、労務管理などの人事ライフサイクル管理
- 「働き方改革」の推進を通じて、職員が仕事と生活を両立しながら意欲的に活躍できる環境の整備
- 調達管理の適正化や施設・設備の計画的な整備

令和8年度の重点取り組み

1 働き方改革・女性活躍の推進

(1) 働き方改革の推進

職員が仕事と生活を両立させ、意欲をもって働ける職場環境を確立するために働き方改革のさらなる促進の取り組みを進めるほか、育児・介護休業法などに基づく各種休暇制度について、引き続き制度の周知および取得促進に取り組みます。

①仕事と生活の両立ができる職場環境の確立

- 多様な働き方（フレックスタイム制など）について、本部の一部で試行実施を進め、その結果を分析し実施に向けた検討を行う。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画により、引き続き、育児休業取得促進、育児休業から復帰しやすい受け入れ体制の整備に取り組む。
- 引き続き育児・介護にかかる各種制度について、周知に取り組むとともに、各種休暇を取得しやすい環境づくりに取り組む。

男女別の育児休業取得状況

年度		令和6年度		令和7年度	
		女性	男性	女性	男性
育児休業取得率*		96.49%	76.19%	102.92%	91.67%
育児休業平均取得日数		419.51日	134.05日	454.04日	97.21日
内訳	育児休業を取得した職員数	165人	64人	176人	77人
	本人（配偶者）が出産した職員数	171人	84人	171人	84人

※育児休業取得率＝育児休業を取得した職員数／本人（配偶者）が出産した職員数

分母が当該年度の出産者数、分子が当該年度の育児休業の取得者数として集計しているため、出産した年度と育児休業を取得した年度にずれが生じることがあります。

②時間外勤務の縮減

- ノー残業デーの徹底、一斉退社の促進などの取り組みを推進、定時退社しやすい環境を整備し、時間外勤務の縮減を図る。
- 時間外勤務が一定時間を超えた職員の健康状態を把握し、必要に応じて上長による面談や業務の軽減を行うなど、健康障害防止の推進を図る。
- 管理職の時間外勤務時間については月平均17時間以内、一般職については月平均9時間以内を達成する。

時間外勤務の状況（職員一人あたりの月平均）

年度		令和6年度	令和7年度
機構全体		9時間19分	9時間36分
内訳	管理職	13時間32分	13時間48分
	一般職	7時間53分	8時間14分

(2) 女性活躍の推進

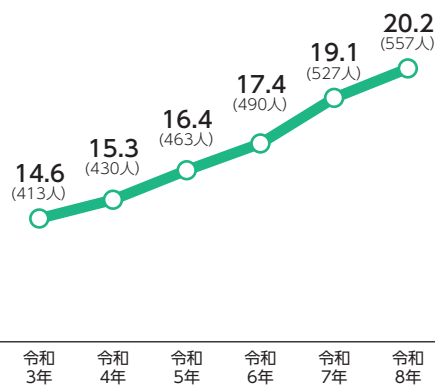
機構の女性職員の割合が約40%であることを踏まえ、今後の組織を安定的に運営するため、女性職員のキャリア形成の意識付けなどを図る研修・面談などを実施し、女性の一層の活躍を推進します。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく第5期一般事業主行動計画において第6次男女共同参画基本計画を踏まえ設定した女性管理職比率目標（令和10年度末までに21%）の達成に向け着実な増加を目指します。

- 母性健康管理の休暇など、各種休暇について取得しやすい環境を作るため、研修、機構内報による制度周知と取得促進を着実に進める。
- 男性の育児休業取得率について、第6期一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）における、令和8年度末目標80%以上になるよう取得促進に取り組む。

■ 女性管理職比率（各年4月時点）

（単位：％）



2 多様な雇用形態への対応

(1) 障害者雇用の推進

令和8年7月1日から法定雇用率が3.0%に引き上げになることを踏まえ、さらなる障害者雇用の取り組みを進めます。

(2) 高齢者層の活躍の推進

60歳を超える職員の経験や能力を活かせるよう環境整備を進めます。

- 正規職員の定年退職後65歳まで継続雇用するシニア職員制度について、職員それぞれの経験・実績を踏まえた配置業務・配置拠点の拡大を図る。
- 高齢者層が活躍できる環境整備の一環として試行導入した、シニア職員の雇用契約満了後に最大3年間の雇用を行う業務支援職員制度について、令和8年4月から対象地域を拡大するとともに、70歳までの就業確保を視野に入れた新たな仕組みの導入を引き続き検討する。

3 人材の確保・育成

(1) 優秀な人材の確保

年金制度の運営を担う人材を安定的に確保するため、計画的かつ効果的な採用活動を行います。

①令和9年卒（2027年卒）の新卒採用

内定者交流会を実施するとともに、内定者一人ひとりに相談対応者（コンシェルジュ）を設定し架電によるフォローやWebでの個別面談を行うなど、内定者との積極的な接触を図り、組織理解を深めるとともに、新卒採用の安定的確保を図る。

②令和10年卒（2028年卒）の新卒採用

公的年金業務の意義や機構で働く魅力が学生により伝わるよう、新卒用ホームページや採用パンフレットの職員紹介、仕事紹介ページを充実させるとともに、若手職員を主体とした「1day企業研究」や「オンライン座談会」を積極的に実施し、新卒採用の安定的確保に繋がる母集団形成を図る。

(2) 人材の育成

制度と実務の双方に精通した人材を育成するため、研修の充実と質の向上を図ります。

- 職責に求められる役割を果たす人材を育成するための研修を引き続き実施するとともに、段階的に専門性を持つ人材を育成する。
- 全職員を対象に業務別研修を実施し、制度改正やデジタル化の推進への対応を見据えた実践的なカリキュラムの充実に取り組む。
- 高い専門性が求められる分野（年金給付、徴収、調達、システムおよび情報セキュリティなど）の研修については、外部講師、外部機関を積極的に活用する。
- 年金給付分野については、個々の職員のレベルや役割に応じた段階的な研修を引き続き実施することにより、実務力の向上を図る。

4

機構の「企画業務の中枢」事業企画部門



事業企画部門担当理事
中野 孝浩

当部門の役割と重点施策

正確な年金記録管理と公的年金事業の企画を通じた制度と実務の橋渡しを行います。

主要業務

- 令和7年年金制度改革を円滑に実施するための事務処理の整備とシステム構築
- 番号法改正や税制改正を踏まえた事務の実施にかかる関係機関との連携・調整
- 事務処理の効率化などを確保するためのICTの活用にかかる企画・調整
- 年金記録の正確な管理と年金記録問題対策に関する企画・調整

令和8年度の重点取り組み

1 「制度を実務に」～年金制度改革への対応

令和7年年金制度改革をはじめ、番号制度改革、税制改正など多岐にわたる複雑な年金制度をめぐる制度改革が行われている中、こうした制度改革の成果を確実にお客様にお届けすることが機構のミッションです。このため、制度改革事項をお客様に適切に提供するために必要となる細部に至る整理を行うとともに、システム構築や年金事務所での実施体制の整備、改正内容をわかりやすく確実にお伝えする広報活動など、施行時期を視野に入れ、多くの関係者と調整を図りながら、制度を実務に落とし込み、具体化する取り組みを進めています。

令和7年年金制度改革

① 在職老齢年金制度の見直し（令和8年4月施行）

▶ 働きたい高齢者がより働きやすい仕組みに
在職老齢年金制度について、働く方の年金が減額になる基準額が月51万円から65万円に引き上げ

② 保険料調整制度の創設（令和8年10月施行）

▶ 適用拡大の対象となる短時間労働者を支援
適用拡大に伴い社会保険に加入する短時間労働者の社会保険料を事業主が一時的に追加負担することで3年間軽減し、事業主の追加負担分については還付

③ 短時間労働者の適用拡大（令和9年10月施行）

▶ 働く企業の規模に関わらず社会保険に加入
短時間労働者の加入要件となっている企業規模要件を10年かけて段階的に縮小・撤廃

番号法改正

① 個人番号利用範囲の拡大

令和9年3月に出入国在留管理庁との情報連携の試行運用を開始

② 戸籍などへの氏名の振り仮名の追加

戸籍などの氏名振り仮名を変更すると年金記録の氏名振り仮名も自動的に変更されるため、年金振込先口座名義の変更などの周知を実施

令和8年度税制改正

① 基礎控除の引き上げ

令和8年12月の年金支払時に改正後の所得税額を再計算し還付

② 扶養親族等申告書の対象範囲拡大

令和9年分の申告書から提出対象範囲を住民税の課税対象者まで拡大

「制度を実務に」～複雑な年金制度をお客様にわかりやすくお届け

システム構築

事務処理の整備

わかりやすい周知

体制構築

2 ICT化の推進～利便性が高く効率的な仕組みの構築

高齢化の進展によるお客様の需要増加に対応するためには、ICTを活用し、効率的で効果的なサービス提供や事務処理が不可欠です。機構では、各種オンラインサービスの利用率向上を図るとともに、お客様の疑問に自動的に答えるチャットボットによるサービス内容の充実、生成AIの試行的な活用などの検討を進めています。

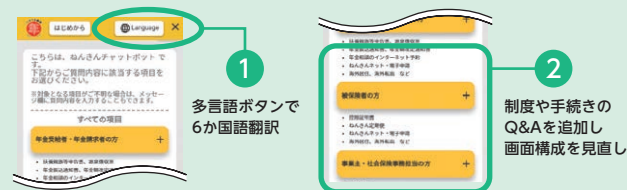
(1) タブレット端末活用のモデル実施

一部の窓口では年金事務所に設置しているタブレット端末でお客様は職員に機器操作の説明を受けながら電子申請が行えます。



(2) ねんきんチャットボットの機能改善

令和8年4月に多言語対応などの機能改善を行い、多くのお客様にご利用いただいています。



チャットボットの年間利用件数

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
約35万件	約52万件	約58万件	約73万件

(3) 内部事務の効率化に向けた生成AIの活用

機構本部事務を効率化するため、一部の業務に対して、試行的に生成AIの活用を開始しています。この試行結果を踏まえ、さらなる活用範囲の拡大などを進めていく予定です。

「年金事務所からの照会対応業務」への活用イメージ



「議事録・議事要旨作成業務」への活用イメージ



3 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止

(1) 年金記録の確認などの対応

旧社会保険庁時代に発生した年金記録問題の対応について、未統合記録の解明を図るための取り組みを継続して行っています。引き続き、ねんきん定期便および「ねんきんネット」を活用した年金記録の確認の呼びかけ、お客様からの年金記録に関する申し出などに対する確認の徹底などを進めていきます。

「ねんきんネット」持ち主不明記録検索でぜひご確認ください！

- ステップ
- 1 ねんきんネットにログイン
 - 2 「持ち主不明記録検索」で検索条件を入力
 - 3 入力内容に一致する記録があるか確認
 - 4 一致する記録がある場合は年金事務所などへ相談

ご自身(またはご家族)の氏名、生年月日、性別を入力 一致する記録がある場合、以下が表示



(2) 年金記録の正確な管理などの実施

基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを行う取り組みなどにより、年金記録の正確な管理を実施しています。基礎年金番号とマイナンバーの紐付けについては、新規の資格取得届が提出された際に確実に確認を行うほか、市区町村、事業主への協力依頼や、ご本人への個人番号登録届の提出勧奨に引き続き取り組みます。



事業管理部門担当理事
駒木 賢司

当部門の役割と重点施策

適用・徴収に関する具体的事務の企画・立案や制度運営の調整を担っています。

主要業務

- 国民年金の適用促進と収納対策
- 制度改正に伴う厚生年金保険などの短時間労働者への適用拡大や、公平・公正な保険料徴収の推進
- 外国人加入者の増加にあわせ、公的年金制度の内容や手続きに関する丁寧な周知、制度理解に向けた各種対応

令和8年度の重点取り組み

1 国民年金の適用・保険料収納の取り組み

国民年金の正確な適用および保険料収納を推進するため、正確に適用できるようにするためのシステムや取り組みの基盤を構築するとともに、国民の皆さまへ向けて公的年金制度の周知と制度理解を促すための取り組みを行っています。また、安定的な納付率向上につなげるために、未納者属性（年齢・所得・未納月数など）に応じたきめ細かな勧奨や、保険料を納めやすい環境の整備にも取り組むとともに、育児期間免除制度の新設や、近年増加する外国人の皆さまへ適切に年金制度に加入などしていただくための取り組みに注力するなど、社会情勢や環境変化を踏まえた対応を進めています。

（1）制度周知および制度理解の促進

- 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から提供される住民基本台帳情報などを活用し、20歳になった方、海外から転入された方、厚生年金保険の資格を喪失された方などに対する確実な適用を促進する。
- 機構ホームページやSNSなどを活用した制度案内の充実、インターネット広告の促進、若年者向けの年金セミナーの実施など、制度理解の促進を行う。
- 市区町村、関係機関・団体などと連携した国民年金の産前産後免除制度および育児免除制度（令和8年10月施行）を実施する。
- 電子申請などにかかる既存の取り組みの検証を行い、デジタル化を推進する。

育児免除制度周知用ポスター



（2）保険料収納対策

- 年金受給権を確保するため、国民年金の納付率の向上に向けた行動計画を策定するとともに、収納対策を効果的・効率的に推進。現年度納付率については15年連続で向上、最終納付率は14年連続で向上させることを目指す。
- 令和8年度分保険料の現年度納付率は、前年度実績以上の確保を目指す。外国人、若年者、免除対象者、新規未納者などの未納者属性（年齢・所得・未納月数など）を分析し、地域の実情を踏まえ、きめ細かな対策が進むよう重点的に取り組む。
- 令和7年度分保険料の過年度1年目納付率および令和6年度分保険料の最終納付率の80%台半ば（前年度実績以上）の確保を目指す。

国民年金保険料の現年度納付率、過年度1年目納付率、最終納付率の推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現年度納付率	71.5%	73.9%	76.1%	77.6%	78.6%	79.6%
過年度1年目納付率	77.8%	81.0%	82.8%	84.0%	84.9%	—
最終納付率	80.7%	83.1%	84.5%	85.6%	—	—

- 安定的な納付につなげるため、口座振替や前納制度の利用を促進するとともに、多様化するお客様のニーズを踏まえながら、マイナポータルを利用した口座振替の申出、インターネットバンキングやスマホ決済アプリによる納付、ねんきんネットを活用した納付書によらない納付など、保険料を納めやすい環境の整備とその周知を徹底する。
- 無年金や低年金の防止に資するため、任意加入制度・追納制度の周知の充実と勧奨などを推進する。

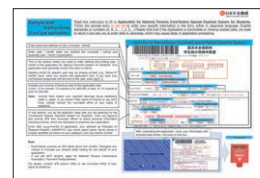
(3) 外国人に対する制度周知・保険料収納対策

①インフラ整備

- J-LIS情報を活用して海外から転入された方を早期に把握するため、システムを整備し、適用勧奨や職権適用を促進する。
- 今後の外国人の増加を見据え、外国人に対する制度の周知や各種手続きを進めるうえで必要となる基盤を整備する。
- (例)・機構ホームページに「外国人向け特設ページ」を設け、SNSなども活用した情報発信の充実
- ・各種リーフレットなどの多言語化や、年金事務所の窓口などで活用できる翻訳ツールの導入 など

②関係機関との連携など

- 市区町村、出入国在留管理庁、自治体国際化協会（CLAIR）をはじめ、企業、教育機関、外国人技能実習機構（OTIT）など、外国人と関係のある各種機関との連携を各地域で幅広く構築し、取り組みを深化させる。
- 出入国在留管理庁と連携し、外国人の出入国情報や納付状況などに関する情報連携などを推進する。
- 在留資格や国籍などの外部データを活用した対策を実施する。



学生納付特例TA(ターンアラウンド)ハガキの記載例(英語翻訳)

2 厚生年金保険・健康保険などの適用・保険料徴収の取り組み

厚生年金保険・健康保険などについても適用の適正化に向けた適用促進・事業所調査に取り組んでいます。また公正・公平で安定的な保険料収納を確保するため、事業所の状況に合わせ適切に納付計画を立て法定猶予を適用することなどを通じ収納率の向上に取り組んでいます。

(1) 適用対策

- 令和7年度は、取得届約894万件、喪失届約782万件、算定基礎届約4,522万件、月額変更届約1,009千万件、賞与支払届約7,881万件の申請・届書を受理。
- 令和8年度は、適用事業所の従業員にかかる適用漏れの防止や届出の適正化を推進するため、国税源泉徴収義務者情報により把握した適用調査対象事業所について、引き続き、雇用保険被保険者情報などを活用して、効果的な対策を講じ、年間65,000事業所の適用を進める。特に、5人以上の従業員を雇用している蓋然性が高い適用調査対象事業所は、最優先で取り組み、令和8年度末までの適用を目指す。
- 令和8年度は、事業所調査を年間10万事業所、簡易的な手法による事業所調査を年間52万事業所に対して適切に実施する。また、事業所調査において、電子データ確認による新たな手法の活用を進め、必要なシステム整備を行う。
- 事業所調査によらない適用の適正化対策(算定未提出事業所への提出勧奨など)や、事業実態の把握が困難な事業所(バーチャルオフィスなど)への効果的な調査の促進を図る。

(2) 保険料徴収対策

- 経済情勢などに応じた取り組みを迅速かつ柔軟に実施し、事業所の実情に即した適正な納付計画の策定と履行管理により着実な保険料収納を確保する。
- 令和8年度においても、行動計画を策定し、厚生年金保険・健康保険などの保険料収納率について、新型コロナウイルス感染症の拡大前(令和元年度)の徴収実績への回復とさらなる向上を見据え、前年度と同等以上の水準を確保することを目指す。
- 令和8年度は、徴収困難な事案について、地域代表年金事務所の役割や対応強化の在り方などについて検討を進める。
- 安定的な収納確保のため、口座振替の促進に重点的に取り組む。

■ 厚生年金保険料収納率の推移

年度		令和元年度 (最高年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収納率	実績	99.1%	97.5%	98.3%	98.5%	98.7%	98.9%	99.0%
	(対前年比)	—	▲1.6%	0.8%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%

※令和7年度は、約296万事業所を対象として、厚生年金保険・健康保険などを合わせて徴収決定額約50兆4,277億円のうち、約49兆7,941億円の保険料を収納。

(令和7年年金制度改正への対応)

令和7年年金制度改正を踏まえ、令和8年度以降に施行される以下の制度改正を適切に運営する。

①短時間労働者のさらなる適用拡大

短時間労働者の適用拡大に関し、令和9年10月からは、被保険者数35人超規模の企業まで対象事業所が拡大。このため、令和8年度から、対象となる可能性のある事業所に対し、訪問などによる事前の周知を行うとともに、専門家（社会保険労務士）と連携し、事業主および従業員の方に対する分かりやすい周知広報の取り組みを行う。



②保険料調整制度

令和8年10月からは任意特定適用事業所となった事業所、令和9年10月からは適用拡大の対象となった事業所で働く短時間労働者について、事業主と被保険者の保険料負担割合を変更し、労使折半（50％）を超えて事業主が負担した保険料を最長3年間調整（還付）する仕組みを導入する。



事業推進部門担当理事
加藤 卓

当部門の役割と重点施策

機構の最前線が担う基幹業務を推進します。
制度の普及・啓発にも取り組んでいます。

主要業務

- 国民年金や厚生年金保険などの業務運営、年金相談業務などの基幹業務の推進
- 年金セミナーや年金制度説明会の開催、年金委員の活動支援などを通じて、制度の普及・啓発に重点的に取り組む
- お客様のご意見・ご要望を踏まえ、窓口対応や情報提供の質的向上にも継続して取り組む

令和8年度の重点取り組み

1 公的年金制度に対する理解の促進

年金制度に対する正しい知識と理解を深め、制度加入や保険料納付に結び付けるため、地域、企業、教育などさまざまな場において、年金制度の普及・啓発活動を行う「地域年金展開事業」を推進します。また、機構ホームページなどを活用した積極的な情報提供や周知広報活動を行います。

(1) 年金セミナー・年金制度説明会などの充実

①年金セミナーなどの実施

- 制度改正を含む公的年金制度の理解を一層深めるため、教育関係機関や企業などにおける年金セミナーおよび年金制度説明会を実施する。また、結果を検証し、実施内容の充実を図ることで参加者の一層の拡大を図る。
- 特に、年金制度改正に伴う適正な届出の励行に向け、企業などにおける年金制度・事務手続説明会の充実を図る。また、外国人を対象とした年金制度の周知・啓発を図る。

②質の向上

- 厚生労働省と連携しつつ年金セミナーや年金制度説明会などで使用する教材を整備し、受講者に応じたセミナーなどの質のさらなる向上を図り、理解の促進を目指す。また、各種制度に特化した説明動画の作成を進める。
- 若手職員を中心とした講師の育成を推進するため、講師を養成するための施策を検討・実施する。

(2) 年金委員に対する活動支援の強化

①年金委員活動の活性化の取り組み

年金委員の活動に必要な情報を本部から毎月発信するとともに、年金委員の活動内容の把握に努める。
また、地域型年金委員については、拠点ごとに連絡会を開催し、組織的活動の活性化を図る。

②新規委嘱に向けた取り組み

機構ホームページなどを活用して年金委員制度や活動内容を積極的に広報するとともに、企業、市区町村、年金受給者協会などへの働きかけを強化し、引き続き年金委員の委嘱拡大を図る。

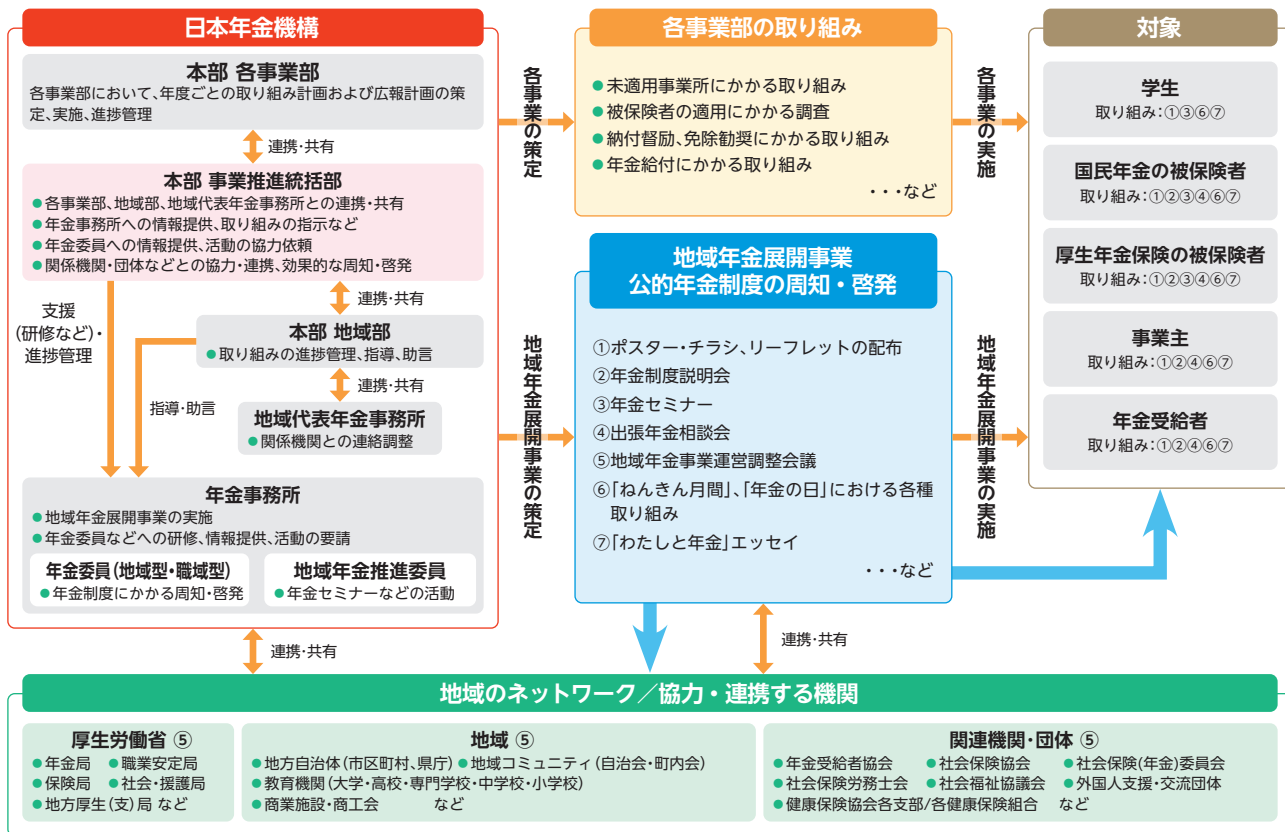
(3) 「ねんきん月間」と「年金の日」における取り組みの充実

「ねんきん月間」(11月) および「年金の日」(11月30日〈いいみらい〉)の取り組みにあたっては、公的年金制度の周知・啓発につながる各種事業を集中的に実施し、公的年金制度への理解を深めます。

(4) 関係団体との連携

市区町村、官公庁、教育関連団体、事業主団体、社会保険労務士会、年金受給者協会、外国人支援・交流団体などの各団体と連携し、効果的な普及・啓発活動を推進します。

■ 地域年金展開事業（イメージ図）



地域年金展開事業 取り組み事例



年金セミナー



「将来の夢」をテーマにした絵画展

2 外国人に対する年金相談

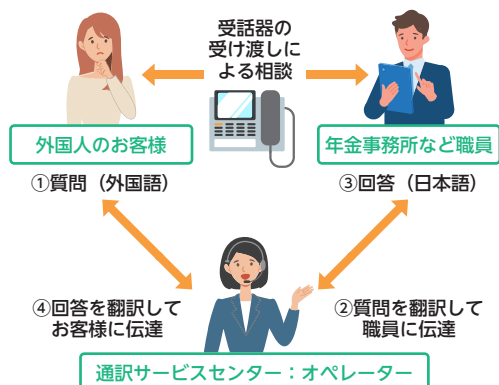
外国人の増加を踏まえ、引き続き、年金事務所、コールセンターおよび市区町村において、11か国語による通訳サービスの提供を行います。また、外国人に向けた効果的な周知・広報を行うため、SNSで継続的に情報発信するとともに、新たに外国人向けサービスの概要を示した動画などを作成します。

■ 通訳サービス（11か国語）を利用した年金相談

対応言語	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語
利用時間	【英語のみ】月曜日（週の第1営業日）8:30～19:00 火曜日から金曜日 8:30～17:15 第2土曜日 9:30～16:00 【英語以外】月曜日から金曜日 8:30～17:15

※第2土曜日以外の土・日・祝日、12月29日～1月3日は通訳サービスを利用できません。

<年金事務所の窓口で利用する流れ>





年金給付事業部門担当理事
渡辺 理恵

当部門の役割と重点施策

老齢・遺族・障害年金などの 正確かつ適正な給付の実現が使命です。

主要業務

- 給付に関する企画・立案および調整
- 老齢年金の請求件数増加に備えた体制整備
- 利便性・効率性・正確性の向上を目的とした電子申請の利用促進
- 年金事務所などの安定的な窓口相談体制の構築

令和8年度の重点取り組み

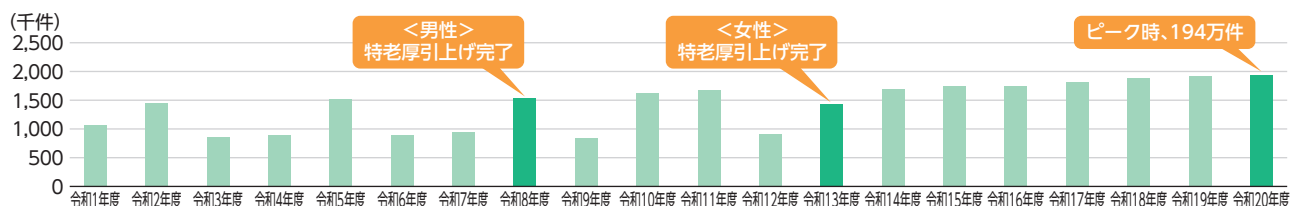
1 正確な年金給付の実現に向けた取り組み

(1) 正確な年金給付の実現に向けた体制強化

老齢年金の請求件数は、特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢の引き上げ完了（男性：令和8年度、女性：令和13年度）後、第二次ベビーブーム世代（昭和46年～49年生まれ）が老齢年金受給開始年齢（65歳）に到達するまで増加を続けます。そのような状況下においても安定した窓口体制・審査体制を維持するため、年金事務所、事務センターおよび中央年金センターの組織体制・人員体制の整備を進めます。

- 老齢年金の相談・請求件数が増加する令和8年度について、必要に応じてひっ迫拠点の窓口体制・審査体制を強化する。
- 将来にわたり正確かつ安定的な事務処理体制を維持・強化するため、中央年金センターの人員配置・組織体制の適正化を図るとともに、2拠点に分散している中央年金センターの拠点集約を検討する。
- 年金振込口座の公金受取口座への登録の意向確認事業を令和8年度に円滑に実施するため、外部委託を含めた事務処理体制を整備し、業務を着実に実施する。

■ 老齢TA請求書送付件数の推移



(2) 正確な年金給付の実現に向けた実務面の対応

- 年金給付の正確性を確保するため、年金決定直後に決定内容をチェックし、事務処理誤りの予防・早期対応を図る。
- 年金決定時チェックの結果を分析し、業務処理マニュアル（年金給付、年金相談）の整備やシステムチェック機能の強化を図る。
- 「年金給付に係る事務処理誤りなどの総点検」の対象者への事後対応を確実に実施する。



2 年金相談

①年金相談の品質の向上

- 年金相談担当者向け研修の企画、上席年金給付専門職による実践型の研修、新任担当者向け育成プログラムの実施により、事務処理誤り防止および相談品質の向上を図る。

②予約の取りやすい環境整備と待ち時間対策

- 簡易な入力ができるマイナポータル経由での予約方法を周知し、インターネット予約の利用を促進する。
- 年金事務所に来なくてもオンライン年金相談や申請手続きができる環境整備を進めるため、オンライン年金相談の拡大や電子申請手続きの利用を推進する。

3 お客様サービスの向上

①分かりやすい通知・案内の実施

- 老齢年金請求書や扶養親族等申告書の電子申請について利用者のさらなる拡大を図る。
- 令和8年度に施行する年金制度改正の趣旨、内容、手続について、機構ホームページ、各種広報媒体、リーフレットなどを活用した周知広報を実施する。
- 60歳、63歳（女性[※]）、65歳および75歳到達時に老齢年金の請求案内の充実および66歳以降の未請求者に対して繰下げ見込額などを毎年誕生月の前月にお知らせする。

※特別支給の老齢厚生年金の受給権者を対象

- 男性の支給開始年齢の引上げ完了に伴い、振替加算勘奨にかかるシステムを確実に稼働させ、勘奨文書の発送事務を円滑に推進する。

②迅速な支給決定（サービススタンダード）

- 老齢年金請求書の受付件数増加などに適切に対応し、各サービススタンダードの達成率90%以上を維持する。

<サービススタンダード>

老齢年金：1か月^{※1} / 遺族年金：1か月^{※1} / 障害年金：3か月^{※2}

※1 加入状況の再確認を要する場合は2か月

※2 認定審査を複数回行う場合は4か月

4 障害年金業務の適正かつ安定的な運営

①認定業務の客観性・公平性の向上

- 医学的な総合判断を特に要する事例および全ての不支給事案について複数の認定医が関与する仕組みを着実に実施し、認定業務の客観性・公平性の向上を図る。
- 認定医に対し認定事例や認定基準の考え方などの情報共有のために開催している認定医会議について、オンラインによる開催の活用などにより開催頻度の見直しやより多くの認定医が参加しやすい環境を整備する。
- 複数の認定医が審査した事案について、その意見が分かれた場合に付議することとなっている障害認定審査委員会に福祉職の外部委員の参画を行い、付議された事例について認定医に共有する取り組みを引き続き実施する。
- 「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」を踏まえ対応した、事前確認票・認定調書・理由付記文書の審査書類について、丁寧な記載を引き続き実施する。

②年金事務所などの相談体制の充実

- 障害年金ヘルプデスクにおいて年金事務所および市区町村からの照会に対し、引き続き適切に対応する。
- 具体的な傷病や認定事例などをテーマとするより実践的な内容の研修などにより障害年金にかかる職員のスキルを向上させる。



システム部門担当理事
細谷 文秋

当部門の役割と重点施策

より良いシステム環境を提供し、安定的に運用することで、基幹業務を支えます。

主要業務

- 多種多様な業務が効率よく遂行できるシステム環境の構築
- 安全かつ安心して利用できるシステム環境の構築
- 安定的なシステム稼働と適切かつ確実な運用・保守

令和8年度の重点取り組み

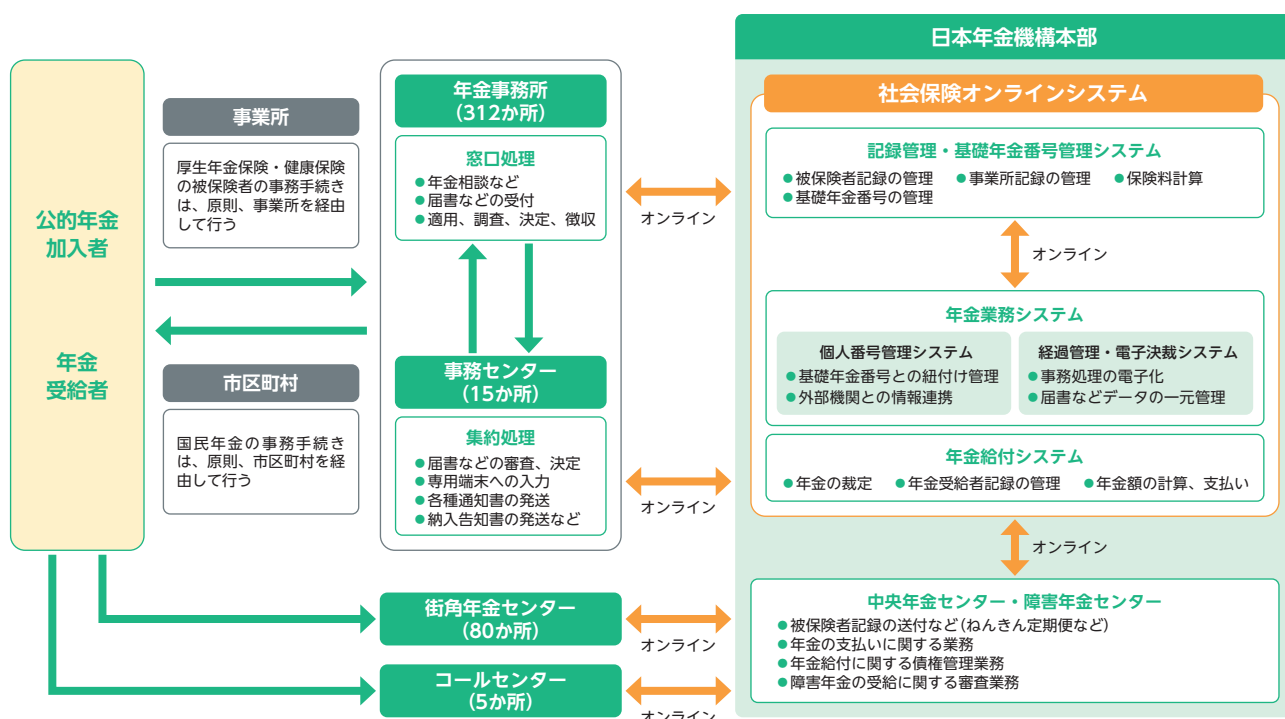
社会保険オンラインシステムの運用・改善・開発

デジタル化を前提とした新たな業務体系・システム構築の実現に向け、社会保険オンラインシステムの計画的な見直しを進めるとともに、社会保険オンラインシステムの適切かつ確実な運用や、制度改正・業務改善に対応した開発を行います。

また、社会保険オンラインシステムのうち、記録管理・基礎年金番号管理システムについて、業務の見直しと併せて、段階的にシステム刷新（フェーズ1、フェーズ2）に取り組んでおり、年金業務システムの構築を進めています。

日本年金機構の業務とシステム

公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステムは、被保険者および年金受給者の記録を管理しており、機構本部と年金事務所および事務センターをオンラインで結び、年金事務所や事務センターは、それぞれの機能の特性（窓口処理・集約処理）を活かして事務処理を実施しています。



(1) 現行システムへの対応

①年金制度改正などへの対応

- 令和8年10月施行の国民年金第1号被保険者にかかる育児期間免除措置や厚生年金保険料調整制度などにかかるシステム開発を行う。

②機器更改などに伴う対応

- 継続して安定的に運用するためのサーバシステム機器の更改を行う。

③現行システムにおけるフェーズ2への対応

- 記録管理・基礎年金番号管理システムからフェーズ2への移行を安全かつ確実に実施する。
- 記録管理・基礎年金番号管理システムと接続している年金給付システムなどとの連携方式に関する検討およびシステム開発を行う。

④オンラインビジネスモデルのさらなる推進などへの対応

- さらなる電子申請の利用促進などを図るため、現在事業所に提供している届書作成プログラムに替わる新たなシステムの調達を行う。
- サービスの拡充を図るため、チャネル系システム（ねんきんネットやオンライン事業所年金情報サービスなど）の機能改善を行う。
- 内部事務のデジタル化の推進のため、年金給付業務の画面審査・電子決裁にかかるシステム開発を行う。

(2) フェーズ1への対応

①年金制度改正などへの対応

- 令和7年年金制度改正に伴う短時間労働者への適用拡大（賃金要件の撤廃）にかかるシステム開発を行う。
- 令和8年10月施行の国民年金第1号被保険者にかかる育児期間免除措置の実施に向けた情報連携を活用した新たなシステムチェック機能などのシステム開発を行う。
- 既裁定者（すでに老齢年金などの受給権を取得し、年金を受け取っている人）にかかる公金受取口座の登録意思確認に必要なシステム開発を行う。
- 令和7年度税制改正に伴う国民年金保険料の免除基準にかかる対応（特定親族特別控除の追加）などのシステム開発を行う。

②事務処理のさらなる効率化に向けた対応

- 事務センターで行っている紙で提出された届書のデータ化を効率的に実施するため、データエントリーシステム^{*}のシステム要件を検討・整理および構築に向けた調達を行う。

^{*}大量の届書受付データを正確に入力・確認するためのシステム

フェーズ1

各種届出などの電子化、ペーパーレス化などのシステム開発（平成29年1月～順次稼働）

これまでの取り組み

行政手続きのデジタル化・情報連携を実現する新たなオープンシステムを開発

届出・申請のオンライン化・事務処理のデジタル化

- 約98%の届書処理に対する事務手続きをデジタル化
- 電子申請による健康保険の資格取得届などにかかる平均処理日数を3日から0.5日まで短縮

J- LIS、他省庁との情報連携

- 住所・氏名変更届出を不要化（約500万件/年）
- 添付書類の不要化（約6,500万件/年）

(3) フェーズ2への対応

- 大規模なシステム開発および現行の記録管理・基礎年金番号管理システムからの移行を実施する年金業務システムの中核部分を構築する開発工程を確実に進め、国民の皆さまの年金記録を安全かつ確実に移行させることを最優先として、令和5年度から着手した開発について、開発の進捗や品質などを適切に管理しながら推進する。

(4) 年金給付システムの最適化への取り組み

- 年金給付システムの次期更改に向けた現状調査やシステム方式の検討を踏まえ、今後の作業計画の策定に向けた準備を実施する。

令和8年3月リニューアル

日本年金機構のホームページが
よりわかりやすく、使いやすく二次元コードから
簡単アクセス！

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp>

機構ホームページでは、公的年金の制度や手続きに関するさまざまな情報を掲載しており、利用する方に応じたタブや目的別のメニューから必要な情報をスムーズに探すことができます。年金請求書の記入方法など各種動画も掲載しています。

令和8年3月にデザインをリニューアル。トップページなどのレイアウトを見直し、知りたい情報によりアクセスしやすくなりました。

トップページのご案内

スマートフォン画面



PC画面



使い方ナビゲーション

- 1 年金の制度・手続き、様式のダウンロード、ご相談・Q&Aなど主要なカテゴリから目的の情報を探すことができます。
- 2 個人の方向け情報と事業所の方向け情報をタブで切り替えられます。
- 3 「年金に加入する」「保険料を払う」など目的から情報を探せるメニューを設けています。
- 4 日本年金機構からの大切なおしらせを表示しています。

第2章

基幹業務の取り組みがわかる

令和7年度の取り組み

年度計画に基づいて実施された
日本年金機構の取り組み状況
をご報告します。

1 国民年金の適用促進に向けた取り組み

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方に加入する義務があり、年金権が確保されるよう引き続き未加入者の解消に取り組んでいます。

令和7年度計画

目的 国民年金の確実な適用の実施及び公的年金制度にかかる幅広い制度周知・制度理解の促進

- 目標**
- ① 海外から転入された方、20歳になった方、厚生年金保険の資格を喪失された方、特定技能外国人などの確実な適用
 - ② 若年者(20歳到達者など)向けセミナーの開催や関係機関と連携した幅広い制度周知などによる制度理解の促進

確実な適用の実施

目標 ①

海外から転入された方、20歳になった方、厚生年金保険の資格を喪失された方、特定技能外国人などの確実な適用

●海外から転入された方を早期に把握し適用を実施

令和6年10月より、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から提供される本人確認情報に基づき、海外から転入された方などを早期に把握するためのシステムを稼働させ、毎月、年金制度未加入者への届出勧奨および職権適用を実施しました。

海外転入された方の職権適用者
(令和7年度末)

9.3万人

●20歳になった方の適用を速やかに実施

J-LISから提供される本人確認情報を活用し、20歳になった方のうち国民年金第1号被保険者に該当する方全員を速やかに適用しました。

20歳になった方の職権適用者
(令和7年度末)

96.2万人

●未加入者のうち節目年齢者への適用を実施

年金制度未加入である節目年齢（34歳・44歳・54歳）になった方に対して、職権適用を実施しました。

節目年齢の職権適用者
(令和7年度末)

1.5万人

●厚生年金保険の資格を喪失された方への適用を実施

国民年金への資格取得・種別変更の届出を要する事由が発生したときから2か月後に届出勧奨を実施し、自主的な届出を促進しました。また、令和7年度末までに届出勧奨を実施してもなお届出がない方を職権適用しました。

喪失された方の職権適用者
(令和7年度末)

118.2万人

●特定技能外国人などの適用を実施

出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人などの情報に基づき、年金制度の加入状況を確認し、令和7年度末までに第1号被保険者として適用すべき方129人を職権適用しました。

制度周知および制度理解の促進

目標 ②

若年者（20歳到達者など）向けセミナーの開催や関係機関と連携した幅広い制度周知などによる制度理解の促進

●若年者向けセミナー・制度説明会を開催

制度周知や学生納付特例申請書の提出促進のため、大学などに対して、年金セミナーの開催を依頼し、令和7年度において4,284回実施しました。

20歳到達者に対して、制度の理解向上を目的としたオンラインによる制度説明を令和7年度において418回、5,534人に対して実施しました。

●納付勧奨により20歳到達者の納付率が向上

若年層、特に20歳到達者の納付率向上に向け、20歳到達月の前月に前納制度、口座振替およびクレジットカードによる納付を案内したお知らせを送付するとともに、市区町村の協力により電話番号が収録できた20歳到達者4.5万人に対して、電話による納付、前納、口座振替、学生納付特例、免除・猶予制度の案内を実施しました。

この結果、20歳到達者の納付率は74.9%（対前年度比＋1.9ポイント）となりました。

■20歳到達者の現年度納付率

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
納付率	71.7%	73.0%	74.9%

●ハローワークとの連携により国民年金加入などの手続きを促進

ハローワークが実施する雇用保険説明会において、離職者に対する被保険者種別変更の届出および失業を事由とする特例免除制度について周知を行うとともに、届書や申請書の配付を行い、自主的な届出を促進しました。

国民年金の加入手続きおよび保険料免除申請などの電子申請利用について、全国のハローワークに周知を依頼しました。

●マイナポータルを利用した電子申請の制度周知を実施

国民年金の加入、保険料の免除、付加保険料および産前産後免除にかかるマイナポータルを利用した電子申請について、市区町村と連携し、市区町村のホームページや広報誌への掲載による制度周知を実施しました。

●市区町村職員向けの研修を実施

市区町村職員を対象に、機構が作成している「国民年金事務の手引き」、「国民年金制度の基本的事項」などの研修を実施しました。また、市区町村の要望に応じて、オンラインによる非対面型研修も実施するなど、効果的かつ効率的な研修の実施に努めました。

研修実施回数：1,347回（対面型：1,235回、非対面型：112回）（令和8年3月末）

●20歳到達者への制度周知を実施

20歳到達者向けに国民年金制度の概要や納付することのメリット、各種納付方法、学生納付特例制度などをわかりやすく周知するための動画にかかる二次元コードを「20歳到達前に送付するお知らせ」へ掲載するとともに、機構公式X（旧Twitter）により制度周知を実施しました。

●産前産後免除にかかる制度周知を実施

民間企業や地域の社会福祉協議会などと協力した産前産後免除にかかる制度周知を実施しました。



20歳になったら国民年金の動画

2 国民年金保険料の納付率向上に向けた取り組み

公的年金制度は、現役世代が納める保険料から高齢者などへ年金を支給する「世代間の支え合い」（賦課方式）の仕組みです。仕組みの理解を広めるとともに、必要な勧奨などの対策を進めることで納付率向上を図り、制度を正しく機能させるように努めています。

令和7年度計画

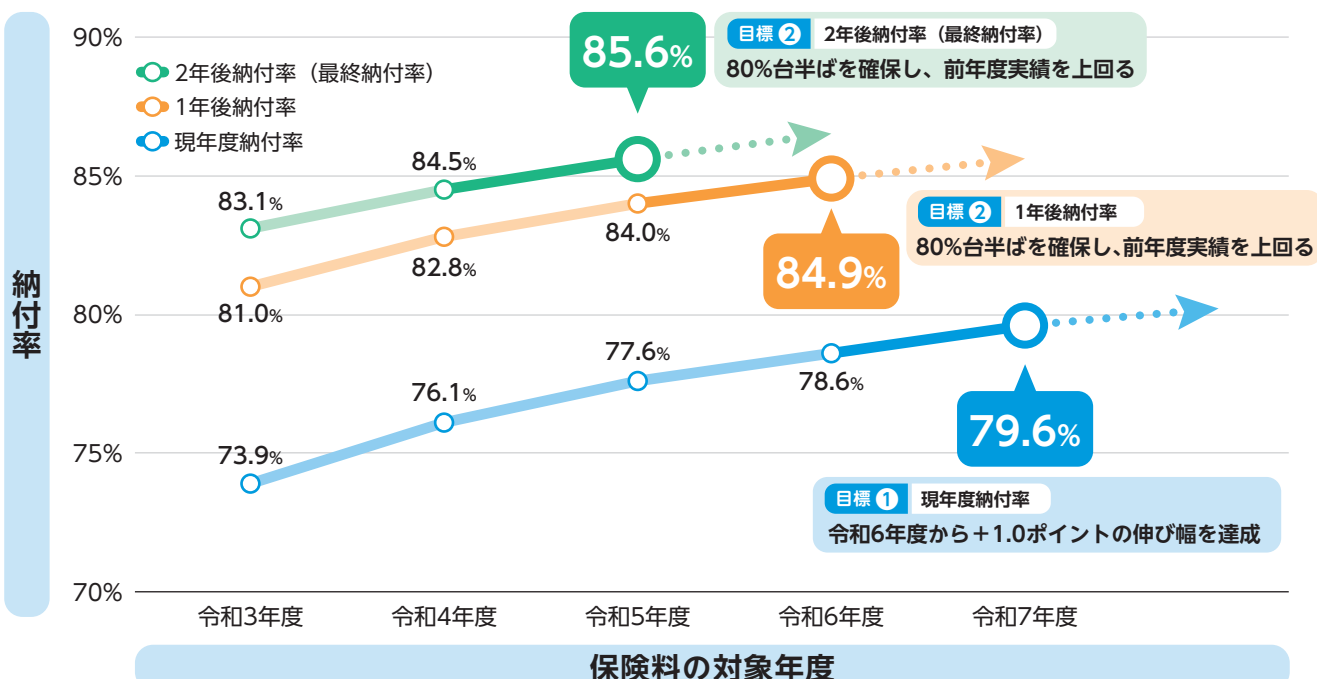
目的 国民の公的年金制度に対する「信頼のバロメーター」である国民年金保険料納付率のさらなる向上を図る

- 目標**
- ① 現年度納付率 — 令和6年度実績から1.0ポイント程度の伸び幅を目指す
 - ② 1年後納付率および2年後納付率（最終納付率） — 80%台半ば（前年度実績以上）を目指す
 - ③ 口座振替およびクレジットカード納付の実施率 — 利用促進を図り、前年度を上回る水準の確保

納付率の向上

目標①② 現年度納付率、1年後納付率、2年後納付率（最終納付率）

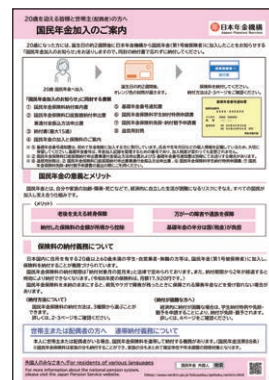
- 令和7年度分保険料の現年度納付率については、外国人被保険者が増加するとともに、賃金の上昇などにより継続免除却下者が増加しましたが、現年度納付率に重点を置いた取り組みを推進した結果、令和7年度末で79.6%となり、令和6年度末の78.6%から+1.0ポイント上昇し、目標達成しました。
- 令和6年度分保険料の1年後納付率については、長期末納者、免除等対象者、このままでは無年金・低年金となることが見込まれる者などへの取り組みを実施した結果、令和7年度末で84.9%となり、令和6年度末の84.0%から+0.9ポイント上昇し、目標達成しました。
- また、令和5年度分保険料の2年後納付率（最終納付率）については、令和7年度末で85.6%となり、令和5年度末の77.6%から+8.0ポイント上昇し、目標達成しました。



※国民年金保険料は、「現年度納付率（その年の納付率）」、「1年後納付率」「2年後納付率（最終納付率）」の実績を算出します。また、国民年金保険料は、2年さかのぼって納付できるため、各年度の最終的な納付率は、2年後の「最終納付率」をもって確定します。

■ 納付督促・免除勧奨の実施状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文書	3,826万件	4,150万件	4,863万件
電話	1,873万件	1,904万件	1,850万件
合計	5,699万件	6,054万件	6,713万件



20歳加入のお知らせリーフレット

■ 納めやすい環境の整備

目標③ 口座振替およびクレジットカード納付の実施率

保険料収納の安定的確保およびお客様の利便性向上などの観点から、口座振替およびクレジットカードによる納付、コード決済（スマートフォンの決済アプリなどによる電子納付）について利用促進しています。

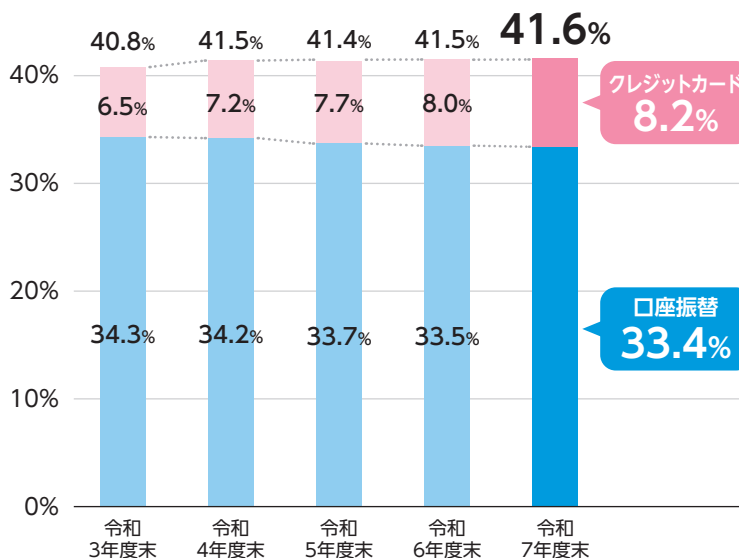
● 口座振替・クレジットカード納付の利用を促進

法定納期限内に現金で納付している者などに加え、新たに新規資格取得者や一定の所得のある者に対して、口座振替申出書や納付方法別の前納額が記載されている前納制度などを周知するリーフレットを送付し勧奨を実施しました。その結果、口座振替およびクレジットカード納付の実施率（利用者数の割合）の合計は41.6%となりました。

● 保険料を納めやすい環境づくりを推進

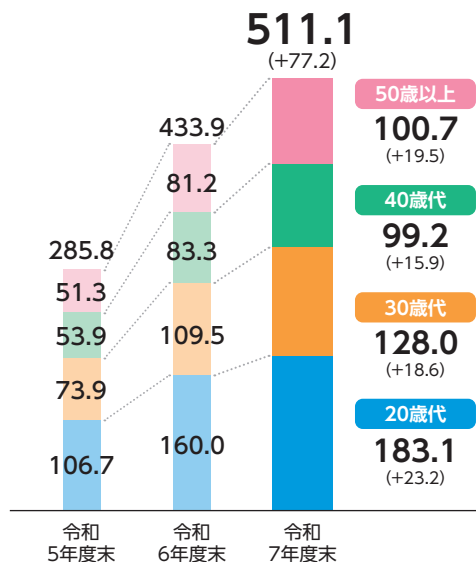
スマートフォンの決済アプリなどによる電子納付（コード決済）について、納付督促時にリーフレットを同封するなど、利用促進に努めたことにより、利用月数は対前年度比で77.2万月増加し、若年者を中心に利用者が拡大しました。

■ 口座振替およびクレジットカード納付実施率（利用者数の割合）



■ 年代別コード決済利用状況

(単位：万月)



2 国民年金保険料の納付率向上に向けた取り組み

■ 収納対策の具体的な取り組み

国民年金保険料の納付率を高めるにあたり、収納対策の強化を図っています。取り組みの効果測定結果に基づく計画を策定し、未納者の属性や地域の状況などを分析し、年齢、所得、未納月数などに応じた納付督促および免除勧奨を実施しています。

(1) 新規未納者への納付督促

未納月数が少ない段階から早期に催告文書を送付することで、納付率向上を図りました。

新規1月未納者

150.2万人



未納のデメリットおよび納付を促す内容を記載した文書を作成し、未納者の状況（学校卒業、退職など）に応じた催告を実施しました。

新規3月未納者

59.9万人



上記の文書に加え、口座振替などの利用促進を目的として口座振替申出書を同封した催告を実施しました。

(2) 一部免除承認者への納付督促

専用の催告文書を活用するなど、効果的に納付督促を行うことにより、納付率が上昇しました。

- 本部から簡易な申請書（はがき型）による免除勧奨を送付
- 未納のデメリットなどを記載した専用催告文書の送付

一部免除承認者全体の納付率
(令和7年度末)

65.8%

(対前年度比+0.8ポイント)

(3) 免除等対象者への勧奨

保険料免除や納付猶予、学生納付特例の対象となり得る方であるにもかかわらず、免除などの申請手続きを行っていないために未納状態となっている方に、簡易な申請書（はがき型）などを送付し、申請勧奨を行いました。

申請全額免除・納付猶予の承認件数
(令和7年度末)

286.9万件

(4) 長期未納者への納付督促

24か月未納者に対して、未納者属性などの分析に基づく取り組みを実施しました。また、このままでは無年金・低年金となることが見込まれる50歳以上の者について、納付意欲を喚起するため、未納期間を納付した場合の年金見込額を記載したお知らせを特別催告状に同封しました。

24か月未納者
(令和7年度末)

67.5万人

(対前年度比4.6万人減)

(5) 地域の実情を踏まえた対策

未納者属性の分析を行い、地域の特性や未納者状況に応じたきめ細かな取り組み、関係機関と連携した制度周知を実施することにより、納付率の向上を図りました。未納者が多い大都市圏と納付率が低い沖縄県についてとりわけ注力しています。

① 大都市圏における未納者数の多い年金事務所（20か所）

好調拠点と低調拠点の傾向の比較・分析を行い、低調拠点に対しては、不足している取り組みなどを把握して、必要な収納対策を実施しました。その結果、現年度納付率の上昇とともに、全国の納付率との乖離も縮小しました。

② 沖縄県（沖縄プロジェクト）

引き続き、沖縄県内の6年金事務所が各市町村と連携を図り、電話や戸別訪問による納付勧奨を効果的に実施しました。その結果、現年度納付率が向上しました。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現年度納付率	76.3%	77.9%	79.0%
全国との差	▲1.3%	▲0.6%	▲0.5%

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現年度納付率	71.1%	71.3%	71.9%

(6) 若年者に対する納付督促

SNSを活用した周知広報およびオンライン説明会の実施など、若年者に焦点を当てた施策を実施しました。

- 20歳到達の前月に、連帯納付義務者である世帯主にも納付することのメリットを訴求するパンフレットを同封した事前お知らせを送付しました。
- 20歳到達者向けに、国民年金制度の概要や納付方法、学生納付特例制度などを分かりやすく周知するための動画を作成し、機構公式X（旧Twitter）に掲載しました。
- 学生納付特例制度を広く周知するため、大学などに対してリーフレットの設置やポスターの掲示に加え、広報誌や学生向けポータルサイトを活用した制度周知を推進しました。
- 未納者に対しては、本人および連帯納付義務者に年金事務所へ来所を促す専用文書を送付し、納付率向上に努めました。

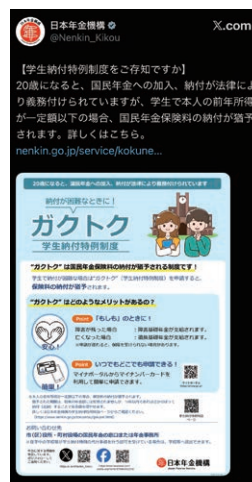
(7) 外国人に対する納付督促・免除申請勧奨

多言語対応などの環境整備に取り組むとともに、市区町村や外国人支援団体、大学や専門学校などと連携した適用・収納対策を実施しました。また、各年金事務所において、留学や技能実習、永住者・定住者、国籍などの属性に応じた対策を講じるとともに、本部においては、効果的な取り組みを施策化しました。

- 外国人に対する情報発信の充実を図るため、機構ホームページに「外国人向け特設ページ」を設置しました。
- 免除と学生納付特例の簡易な申請書（はがき型）や口座振替申出書の記載例、各種リーフレットなどの英語翻訳や多言語化（13言語）を順次行いました。
- 外国人支援団体などの外部有識者と連携して、やさしい日本語を活用した案内リーフレットを作成し、幅広く制度周知を推進しました。
- 外国人の利用の多いSNSとして新たにFacebookの利用を開始し、英語およびやさしい日本語による制度周知を実施しました。
- 外国人被保険者の比率が高い19年金事務所などを対象とした翻訳機の導入（試行実施）を開始しました。
- 市区町村、出入国在留管理庁、自治体国際化協会（CLAIR）をはじめ、企業、教育機関、外国人技能実習機構（OTIT）など、外国人と関係のある各種機関との連携を各地域で幅広く構築し、地域年金展開事業を活用することで、効果的な制度周知を促進しました。
- 海外転入を契機に職権適用した外国人未納者に対して、やさしい日本語を活用した追加勧奨などの施策を整備しました。

20歳到達者の納付率
(令和7年度末)

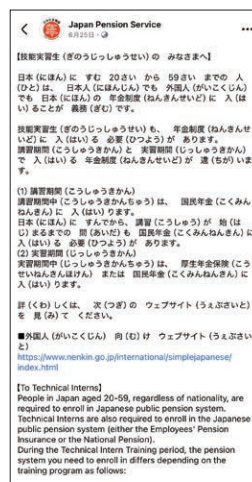
74.9%
(対前年度比+1.9ポイント)



機構公式X

外国人にかかる最終納付率
(令和5年度分保険料)
(令和7年度末)

55.0%
(対前年度比+5.3ポイント)



機構公式Facebook

強制徴収の着実な実施

控除後所得が300万円以上かつ7か月以上保険料を滞納している16.3万人に対して最終催告状を確実に送付し、督促しても自主的に納付しない方について、滞納処分を行っています。（差押えは2.7万件）

また、対象者に対する着実な徴収と債権管理および本部における進捗管理の徹底を図るとともに、徴収業務に関する事務研修を行い、業務を担う職員のスキル向上に努めました。

悪質かつ保険料の徴収が困難な事案については、国税庁へ滞納処分などの権限を委任する仕組みを活用しました。

3 厚生年金保険・健康保険などの適用促進に向けた取り組み

厚生年金保険・健康保険は、常時従業員を使用する法人の事業所と、従業員数が常時5人以上の個人事業所（一定の業種を除く）に加入義務があります。日本年金機構では、国民の皆さまの安心・安全な暮らしのための国民皆保険制度の堅持、低年金・無年金の防止や年金権の確保、事業主負担の公平性確保などのために、適用すべき被保険者がいる事業所への計画的な適用促進対策を実施しています。

令和7年度計画

目的 厚生年金保険・健康保険などの適用促進

5人以上の従業員を雇用している蓋然性が高い適用調査対象事業所を最優先

目標

① 職員の加入指導による新規適用事業所数7万件

② 10万事業所および被保険者498万人に対する事業所調査の実施

未適用事業所の適用促進

目標 ①

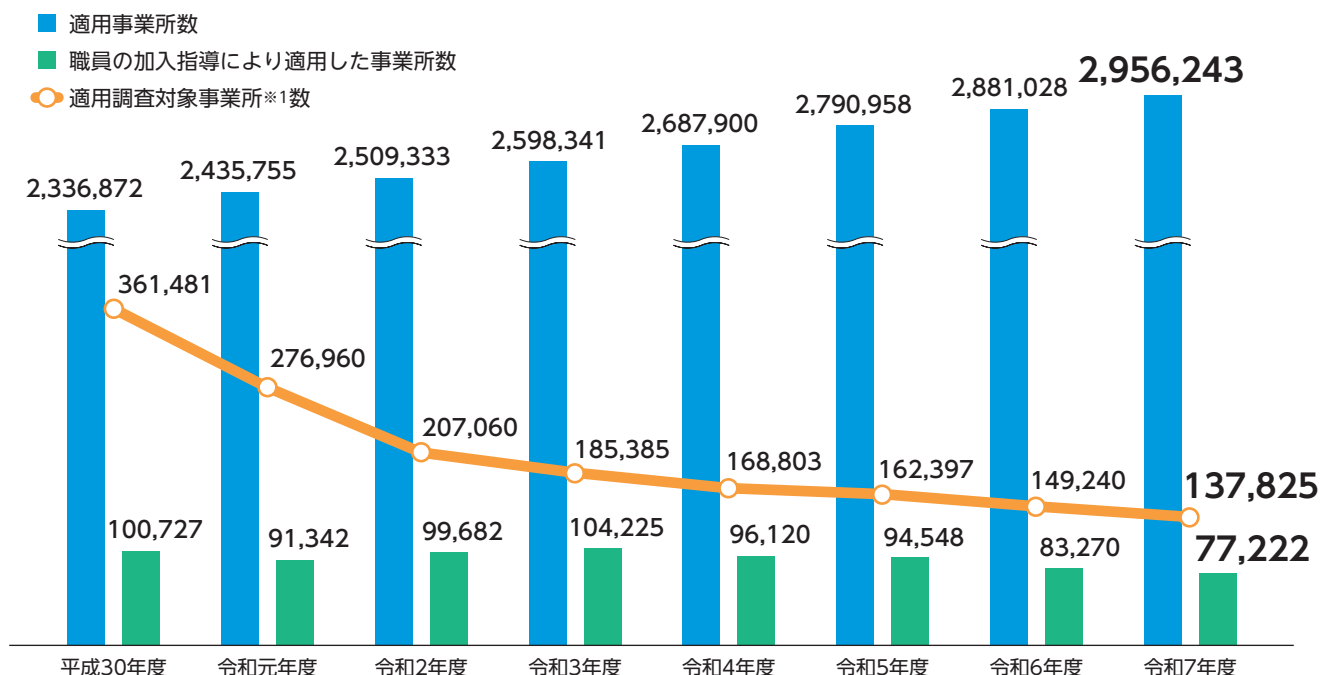
職員の加入指導による新規適用事業所数7万件

(1) 職員の加入指導による新規適用事業所数

事業主の負担の公平性や適用すべき被保険者の年金受給権を確保するため、職員の加入指導による新規適用事業所数を目標に掲げ取り組んでいます。適用調査対象事業所は着実に減少していますが、令和7年度においても、継続的に取り組みました。

令和7年度において、職員の加入指導による新規適用事業所数については、目標の7万事業所を上回り、約7.7万事業所を適用するなど、未適用事業所のさらなる解消を図りました。

■ 取り組み状況(単位:事業所)



※1 適用調査対象事業所とは、従業員を雇い給与を支払っている事業所として国税庁から情報提供を受けたもののうち、機構が保有する情報において厚生年金保険などに適用されていない事業所です。

(2) 5人以上の従業員を雇用している蓋然性が高い適用調査対象事業所

令和7年度末までに適用を目指すことを目標として取り組むとともに、法人でより少数を雇用している事業所についても、従業員を雇用している蓋然性が高い事業所から優先して取り組みを進めるよう、行動計画を策定しました。令和7年度当初に把握していた5人以上の従業員を雇用している蓋然性が高い適用調査対象事業所（以下「5人以上事業所」という。）1,992事業所については244事業所まで減少しました。

■ 5人以上事業所の取り組み状況(単位:事業所)

	令和7年度 当初の対象事業所数 (※1)	加入指導により 適用した事業所数	適用済または適用対 象外とした事業所数 (※2)	適用基準を満たす 者がいない事業所数	令和8年3月末時点の 対象事業所 (※3)
被保険者5人以上 事業所	1,992	485	303	960	244

(※1) 令和7年3月末時点の国税源泉徴収義務者情報に基づく推定などにより把握した事業所。

(※2) 適用対象外とした事業所とは、法人登記情報により解散または閉鎖となっていることを確認した事業所や現地調査などにより事業実態がないと判断された事業所。

(※3) 令和7年4月以降に判明した事業所は含んでいません。

(3) 事業主が外国人である事業所の適用

英語・やさしい日本語に加えて新たに15か国語による加入指導文書を作成し、加入指導に活用するとともに、外国人事業主向けに届書の記載例を説明するパンフレット「厚生年金保険・健康保険制度手続きガイド」についても英語に加えて15か国語版を作成しました。

事業所調査による適用の適正化対策

目標② 10万事業所および被保険者498万人に対する事業所調査の実施

(1) 事業所調査の実施状況

短時間労働者の適用拡大などの制度周知を兼ねた事業所調査を最優先に、優先度を踏まえた対象事業所の選定を行い、臨場、呼出、郵送などの手法を組み合わせる事業所調査を実施することを目標として計画を策定し取り組みました。事業所調査の実施状況は以下のとおりであり、目標を上回る約11.1万事業所の調査を実施しました。

令和7年度においては、調査を通じて、資格得喪関係約2.1万事業所、報酬関係約6.7万事業所に対して改善を行い、約4.9万人の被保険者を適用しました。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査事業所数	事業所	242,793	167,899	123,164	120,944	110,543
調査被保険者数	人	9,983,365	6,985,197	5,197,945	6,466,029	5,796,421
指摘事業所数	資格得喪関係	事業所	16,241	16,865	22,105	25,826
	報酬関係	事業所	79,681	69,560	75,125	71,703
調査により適用した被保険者数	人	27,252	30,998	41,524	56,726	48,654

(2) 電子データを活用した調査

令和6年7月より、給与データを電子的に確認調査する手法を用いた調査（データ調査）を全ての年金事務所で開始し、令和7年度は、1,052事業所を対象に、従来の訪問などの手法によらずに効果的・効率的な調査を実施しました。

4 厚生年金保険・健康保険などの徴収の取り組み

厚生年金保険などの保険料徴収対策については、社会情勢や事業所の個々の実情などに柔軟に対応しながら、収納率は毎年高い実績で推移しています。令和7年度も、事業所の状況に応じた保険料徴収対策を着実に実施したことにより、収納率が向上しています。

令和7年度計画

目的 厚生年金保険・健康保険などの公正かつ公平な徴収

新型コロナウイルス感染症の拡大前（令和元年度）の徴収実績への回復とさらなる向上

目標 ① 収納率の前年度と同等以上の水準の確保

② 徴収の困難性が高く滞納が長期間または高額となっている事業所への納付指導や滞納処分の迅速かつ適切な実施

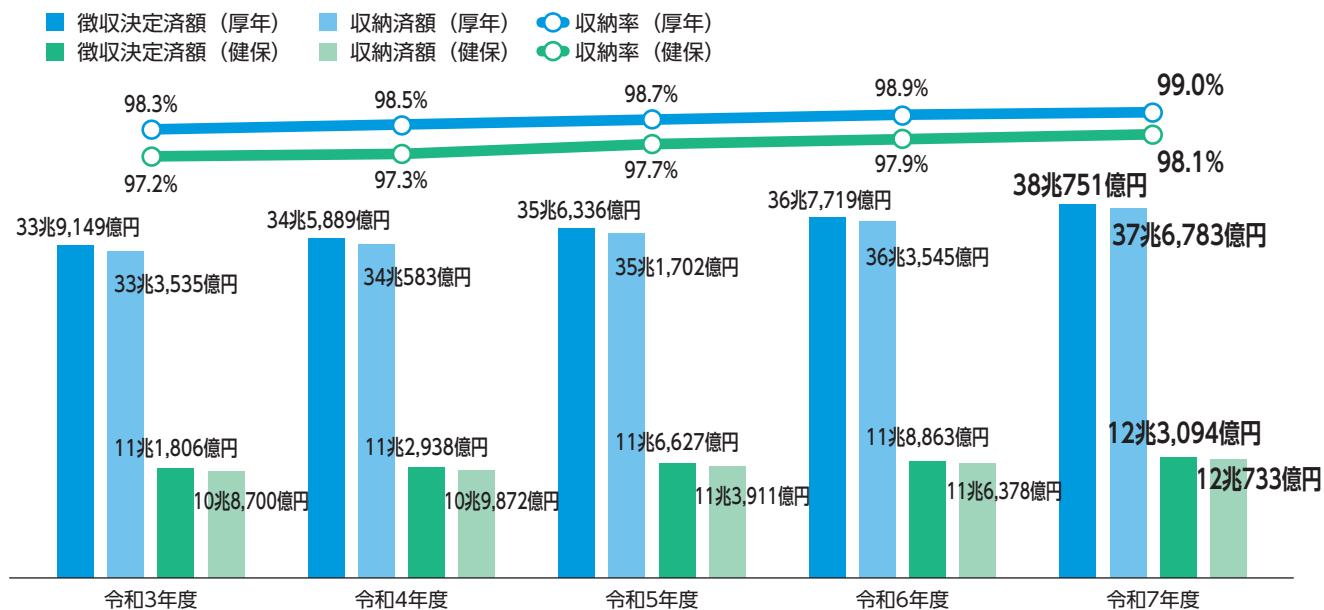
■ 収納率の向上

目標 ① 収納率の前年度と同等以上の水準の確保

保険料徴収対策については、経済情勢などに応じた取り組みを迅速かつ柔軟に実施し、事業所の実情に即した適正な納付計画の策定と履行管理により着実な保険料収納を確保してきています。

令和7年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大前（令和元年度）の徴収実績（厚生年金保険の収納率99.1%）への回復とさらなる向上を見据え、公正かつ公平で安定的な保険料収納を図るため、法定猶予制度の適用などを図りつつ、前年度からの収納未済額の圧縮により収納率は前年度以上の水準を確保しました。

■ 厚生年金保険・健康保険の収納率の推移



POINT

- 本部と年金事務所が連携して組織的に目標管理を行うとともに、合同徴収対策会議などを通じ、本部と年金事務所と一体となり、収納未済額の削減を図りました。

徴収が困難な事業所に対する適切な徴収

目標 ②

徴収の困難性が高く滞納が長期間または高額となっている事業所への納付指導や滞納処分の迅速かつ適切な実施

(1) 早期の納付指導、法定猶予制度の適用など

●電話による早期の納付督促により約84%の事業所の未納を解消

納付督促を行う集約コールセンターを機構本部で運営し納付期限までに納付がなかった事業所296,911件に対し納付督促を実施しました。その結果、対応事業所の約84%にあたる248,851件の事業所の未納が督促指定期限内に解消されました。

●納付計画を策定し早期完納を指導

督促指定期限を超えた事業所に対して、早期完納の指導を実施するとともに、納付困難な事業所には、財務状況などを丁寧に確認したうえで、納付協議を行い、事業の実情に即した納付計画を策定し、法定猶予制度の適用を進めました。その結果、法定猶予制度の適用を受けた事業所は7,124件となりました。

一方で、適正な納付計画の策定に応じない事業所や納付計画の不履行を繰り返す事業所などに対しては、原則、事業の継続に影響の少ない財産から差押えを実施するなど、滞納処分を適切に実施しました。

■法定猶予制度の適用状況

年 度	令和6年度	令和7年度
納付の猶予	6事業所	23事業所
換価の猶予*	5,403事業所	7,101事業所
合計	5,409事業所	7,124事業所

※保険料を一時に納付することにより事業の継続が困難になる恐れがある場合、申請などに基づき財産の換価（売却）が猶予される制度のことです。

(2) 徴収の困難性が高く滞納が長期間または高額となっている事業所への対策

広域に事業を行っているなど、徴収の困難性が高く滞納が長期間または高額となっている事業所については、本部の専門部署である特別法人対策部が所管しています。令和7年度は405事業所に対して、収納未済額170億円の滞納整理に取り組みました。納付協議に応じない事業所などには、迅速に納付指導や滞納処分を実施するとともに、広域に事業を行っている事業所などには年金事務所と連携した滞納処分を進めました。

■特別法人対策部の取り組み状況

	令和7年度所管分			令和8年3月末
	前年度からの繰越分	令和7年度移管分	合計	
所管事業所数	189件	216件	405件	215件
収納未済額（延滞金含む）	106億円	64億円	170億円	162億円*

※全喪事業所などの滞納保険料71億円を含みます。

(3) 厚生年金特別徴収対策課による管内年金事務所の支援

地域代表年金事務所などに設置している厚生年金特別徴収対策課の職員が、対応困難な事業所に対する年金事務所職員の事業所訪問に同行し納付協議の支援を行いました。

また、納付協議に応じない事業所に対しては、搜索を含めた臨場調査時の同行・支援を実施し、差押えを執行しました。

5 年金給付業務の取り組み

年金制度を実務として適正に運用するため、お客様からの年金請求書・届書の受付、各種通知の送付、正確かつ迅速な年金のお支払いに取り組んでいます。

令和7年度計画

目的 安定した給付の維持、年金給付の正確性の確保、お客様サービスの向上の促進

- 目標**
- ① お客様相談室の体制整備
 - ② 業務集約および安定的な事務処理体制の確立
 - ③ 年金決定時チェックと事務処理誤りへの対応
 - ④ 障害年金認定業務の適正性の向上
 - ⑤ わかりやすい通知・案内の充実
 - ⑥ 迅速な支給決定

正確な年金給付の実現に向けた体制強化

目標① お客様相談室の体制整備

男性の特別支給の老齢厚生年金にかかる支給開始年齢の引き上げ完了に伴い、老齢年金の請求件数が増加する令和8年度に備え、年金請求書の審査・決定を遅滞なく行うため、専門的な人材である年金給付専門職、相談ブースを担当する年金相談職員の登用拡大を図るなど、お客様相談室の人員体制強化を図りました。

また、お客様が年金相談予約を取りやすい環境を整備するため、請求件数の増加によって混雑が見込まれる拠点について常設相談ブースの増設を進めました。

令和7年度の職員登用・増員状況と常設相談ブースの増設状況

年金給付専門職	40人登用・配置（令和8年4月1日付）
年金相談職員	150人登用・配置（令和8年1月1日付）
有期雇用職員	218人増員
常設相談ブース	51拠点増設

POINT

- これらの施策によって、令和8年度の老齢年金の請求件数の増加に対応するために必要な体制を確保しました。

目標② 業務集約および安定的な事務処理体制の確立

給付の正確性の確保および責任体制の明確化の観点から、事務センターの年金給付業務に従事する職員の職種ごとの役割整理を行い、令和7年10月から、正規職員が行っている業務の一部を事務センター専任職員の業務として整理し、事務センターの正規職員を年金事務所にシフト可能とするよう人員体制の効率化を図りました。併せて、事務センターで実施している死亡届の入力業務を中央年金センターへ集約するとともに、審査事務を年金事務所に移管する事業方針を策定し、令和8年度からの開始に向けた準備を進めました。

また、将来にわたり正確かつ安定的な事務処理体制を維持・強化するため、中央年金センターの業務実態調査を実施したうえで、業務工程、職員の役割、外部委託する業務範囲の見直しを行い、業務の効率化および定員配置の適正化を図りました。

POINT

- 事務センターの正規職員を年金事務所にシフト可能とするよう人員体制の効率化を図りました。
- 中央年金センターの業務実態調査を実施し、定員配置の適正化を図りました。

正確な年金給付の実現に向けた実務面の対応

目標③ 年金決定時チェックと事務処理誤りへの対応

年金給付の正確性を確保するため、年金決定直後に中央年金センターで決定内容をチェックしました。年金事務所などで決定した老齢・遺族・障害年金約147万件について、事務処理誤りが生じやすい要件に該当した約26万件の決定内容を中央年金センターで適切にチェックし、179件について事務処理誤りの予防・早期対応を行いました。

■ 年金決定時チェック

	令和6年度	令和7年度
年金事務所などで決定した老齢・遺族・障害年金	約151万件	約147万件
事務処理誤りが生じやすい要件に該当した件数	約27万件	約26万件
事務処理誤りの予防・早期対応を行った件数	206件	179件

チェック結果の分析を行い、業務処理マニュアルの整備を実施するとともに、職員が目視で行っていた年金加入記録の確認業務について、システムによる記録整合性チェック機能を新設しました。また、年金額試算について要件判定機能などを令和8年3月に追加しました。さらに、加給年金の過払いを未然に防止するシステム機能を導入しました。

POINT

- チェック結果の分析を行い、誤り事例の周知およびマニュアル整備などにより、事務処理誤りの予防・早期対応を行った件数は前年より減少しました。

5 年金給付業務の取り組み

障害年金業務の適正かつ安定的な運営

目標④ 障害年金認定業務の適正性の向上

令和7年度は、当初計画に加え、令和7年6月の「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」（p.51 参照）を受けた取り組みを実施しました。医学的な総合判断を特に要する事例について、複数の認定医が関与する仕組みを着実に実施するとともに、審査の客観性や公平性を高める観点から対象範囲を拡大し、全ての不支給事案について複数認定医による審査を令和7年8月から開始しました。

また、認定調書について、不支給となる場合などの理由を丁寧に記載するよう認定医に周知するとともに、不利益処分などの理由付記文書を改善し、申請者にとってよりわかりやすい記載に努めました。

さらに、認定医に対し認定事例や認定基準の考え方などの情報を共有し、調査報告書の今後の対応策について周知するため、令和7年度は8月、9月、11月、3月に認定医会議を開催し、認定業務の一層の適正化に努めました。

調査報告書を受けて、令和7年8月から障害認定審査委員会に福祉職の外部委員を追加し、確実に取り組みを実施するため、令和7年10月から障害年金センターの審査体制の拡充（職員39名増員）を実施しました。

POINT

- 複数の認定医が関与する仕組みについて対象範囲を拡大するとともに、障害認定審査委員会に福祉職の外部委員を追加し、委員会の客観性や透明性を高めるための取り組みを進めました。

お客様サービスの向上

目標⑤ わかりやすい通知・案内の充実

お客様手続きの負担軽減や利便性向上を図るため、各年金請求にかかる請求書の記載事項の見直しおよびレイアウトの見直しを実施しています。老齢・障害・遺族・寡婦年金請求書の記載事項について、令和7年6月から簡略化を実施するとともに、令和7年11月から、お客様の声などでの要望を踏まえ、死亡届・未支給年金請求書の様式見直しを行い、記載事項や添付書類、制度説明をわかりやすい内容へ大幅に見直しました。令和8年度に男性の支給開始年齢の引き上げが完了することを契機に、記入方法のわかりやすさの向上と手続きの煩雑さの解消に向け、ターンアラウンド年金請求書やリーフレットについて、令和8年4月送付分から見直しました。

また、年金の受給資格を有する方の請求漏れを防止するため、年金の受給開始年齢到達時に年金加入記録などを記載した年金請求書（事前送付用）の送付や年金未請求者への年金請求書の送付を実施するとともに、65歳到達時に受給要件を満たしていない方に対しては、改めて年金加入期間の確認についてのお知らせを送付しました。

■ 年金給付の請求案内件数

対象者	送付件数
60歳到達者（受給要件を満たしている方）	115,114件
60歳到達者（受給要件を満たしていない方）	50,881件
63歳到達者（女性、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有する方）	645,506件
65歳到達者（受給要件を満たしていない方）	28,847件
65歳到達者（老齢基礎年金のみの方） ※厚生年金が12月未満の方を含む	114,094件
65歳到達者（特別支給の老齢厚生年金が未請求の方）	187,773件
66歳以降に受給要件を満たした方	8,160件

POINT

- 各種請求書やリーフレットの見直しを実施し、お客様手続きの負担軽減や利便性向上を推進しました。
- 年金の受給資格を有する方の請求漏れ防止を図りました。

目標 6 迅速な支給決定

年金請求書を受け付けてから年金が裁定され、年金証書が請求者に届くまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして設定して、迅速な決定、年金の支給に取り組んでいます。

■ サービススタンダード

老齢年金	1カ月※	遺族年金	1カ月※	障害年金	3カ月
------	------	------	------	------	-----

※加入状況の再確認を要する方は2カ月。

老齢年金、遺族年金および障害年金の新規裁定について、令和8年3月末時点でいずれもサービススタンダードの達成率90%以上を維持しました。

■ 令和7年度サービススタンダード達成率

年金種別	達成率	(参考)		
		所要日数	区分ごとの達成率	平均所要日数
老齢年金	97.6%	1カ月※	98.6%	23.6日
		2カ月※	93.0%	37.3日
遺族年金	97.0%	1カ月※	98.2%	23.7日
		2カ月※	93.4%	33.6日
障害年金	95.0%	3カ月	95.0%	68.9日

※加入状況の再確認を要しない場合は1カ月、再確認を要する場合は2カ月。

POINT

- 老齢年金、遺族年金および障害年金のいずれもサービススタンダード90%以上を達成。

6 年金記録問題への取り組み

年金記録問題とは、基礎年金番号に統合されていない5,095万件の年金記録の存在などが明らかになった問題です。日本年金機構では国民の皆さまからの信頼回復に向け、継続して年金記録問題に全力を挙げて取り組んでいます。

令和7年度計画

目的 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止

- 目標**
- ① 未統合記録の解明
 - ② 基礎年金番号とマイナンバーの紐付け

年金記録の確認の対応

目標 ① 未統合記録の解明

未統合記録（5,095万件）の解明を図るための取り組みを継続して行っています。令和7年度においては、未統合記録は約24万件減少しました。

■ 解明作業中またはなお解明が必要な記録の状況

年度	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月	令和8年3月
件数	約1,773万件	約1,736万件	約1,713万件	約1,676万件	約1,652万件

● 名寄せ特別便などの未回答者に対する記録確認のお知らせ送付

ねんきん特別便（名寄せ特別便）などの未回答者へ通知を送付し、約3万人の方の年金記録が回復しました。

● 年金記録の確認の呼びかけ

ねんきん定期便および「ねんきんネット」でお客様が加入状況を確認できる環境を引き続き提供し、年金記録の確認を呼びかけました。

● 「ねんきんネット」持ち主不明記録検索機能の利用促進

ねんきんネットの持ち主不明記録検索機能のさらなる利用促進に向け、機構ホームページにバナーを追加し持ち主不明記録検索機能の説明ページへの遷移を容易化、機構公式SNSでの情報発信、年金事務所などでの持ち主不明記録検索のリーフレットの配布を実施しました。

ねんきんネットの「持ち主不明記録検索」は氏名、生年月日、性別のみで検索可能！

「ねんきんネット」では、年金記録のうち、基礎年金番号に統合されていないため、現在持ち主がわからなくなっている「持ち主不明記録」をスマートフォンやパソコンで検索できます。亡くなられた方の記録をご家族などが検索することもできます。

■ 「持ち主不明記録検索」を契機とした年金記録の回復事例

事例①

年金が増えた額
約1万円
(年額)



旧姓で検索したところ、該当する記録がありました。
結婚前の旧姓で記録がみつかった

事例②

年金が増えた額
約4万円
(年額)



亡くなった母の名前を検索したところ、該当する記録がありました。
亡くなった親の記録がみつかった(注)

(注) ご本人の死亡当時に生活を共にしていたご遺族が、未払い分の年金を受け取りました。

こんな方はぜひ、ご確認を！

- ✓ 転職が多い
- ✓ 姓(名字)が変わったことがある
- ✓ 名前の読み方がいくつかある

「持ち主不明記録検索」の詳しいご利用方法はこちらの二次元コードから



■ 未統合記録(5,095万件) 解明状況(令和8年3月時点)

人数ベース 1,636万人

受給者 1,207万人 被保険者など 429万人

解明された記録
約3,443万件

①基礎年金番号に統合済みの記録…………… 2,132万件

②亡くなられた方などの記録…………… 1,311万件

- ・亡くなられたと判断される方の記録…………… 788万件
- ・年金受給に結びつかない記録…………… 523万件

解明作業中または
なお解明が必要な記録
約1,652万件令和7年度比
約24万件減少

③現在調査中の記録（ご本人からの回答があり調査中）…………… 0.4万件

④「ねんきん特別便(名寄せ特別便)」などの対象で
未回答などのため持ち主が判明していない記録…………… 604万件

- ・ご本人から未回答のもの…………… 176万件
- ・「自分のものではない」と回答があったもの…………… 156万件
- ・お知らせ便の未到達のもの…………… 36万件
- ・その他^{※1}…………… 236万件

⑤持ち主の手がかりが得られていない記録…………… 787万件

⑥ ③～⑤の記録と同一人と考えられる記録^{※2}…………… 261万件

※1 「その他」は、「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの、「基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれたもの」、「黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの」等。

※2 ⑥は、③～⑤の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録。

年金記録の正確な管理の実施

目標 2 基礎年金番号とマイナンバーの紐付け

業務の効率化やお客様の利便性の向上を図り、年金記録を正確に管理するため、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けの取り組みを行っています。

20歳到達時の国民年金被保険者資格取得などあらゆる機会を通じた取り組みを行いました。令和8年3月末現在、被保険者および受給者約9,693万人のうち、約9,678万人が紐付き、紐付け率は99.84%となりました（紐付いていない方は約14.8万人）。

■ 被保険者・受給者全体の紐付け率の推移

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
紐付け率	99.76%	99.78%	99.80%	99.82%	99.84%

● 基礎年金番号とマイナンバーの紐付けの取り組み

新規の資格取得届が提出された際に基礎年金番号、マイナンバーのいずれも届出がない場合は、返戻を徹底するなどの取り組みを行いました。

マイナンバーが紐付いていない方への対応策として、市区町村、事業主およびご本人への協力依頼や個人番号登録届の提出勧奨の取り組みを行いました。第1号被保険者は約2.5千件、第2号被保険者は約1.9千件、第3号被保険者は約3.2千件、年金受給者は約2.6千件のマイナンバーの紐付けを行いました。

7 年金相談の充実に向けた取り組み

お客様一人ひとりの立場に立ち、効率的で正確な年金相談サービスを安定的に提供するため、年金相談窓口の体制を確保するとともに、予約相談の拡充や、年金相談業務の効率化を進め、お客様をお待たせしない年金相談窓口体制の整備に取り組んでいます。さらに、さまざまな研修を実施して年金相談担当者のスキルアップを図り、お客様に満足していただける年金相談を目指しています。

令和7年度計画

目的 効率的で正確な年金相談サービスの安定的な提供、正確な給付の維持

- 目標**
- ① 年金相談窓口体制の整備、予約の取りやすい環境整備
 - ② お客様の利便性の向上、質の高い相談サービスの提供
 - ③ コールセンターの応答率70%以上を確保
 - ④ 11か国語による通訳サービスの提供

年金事務所での相談

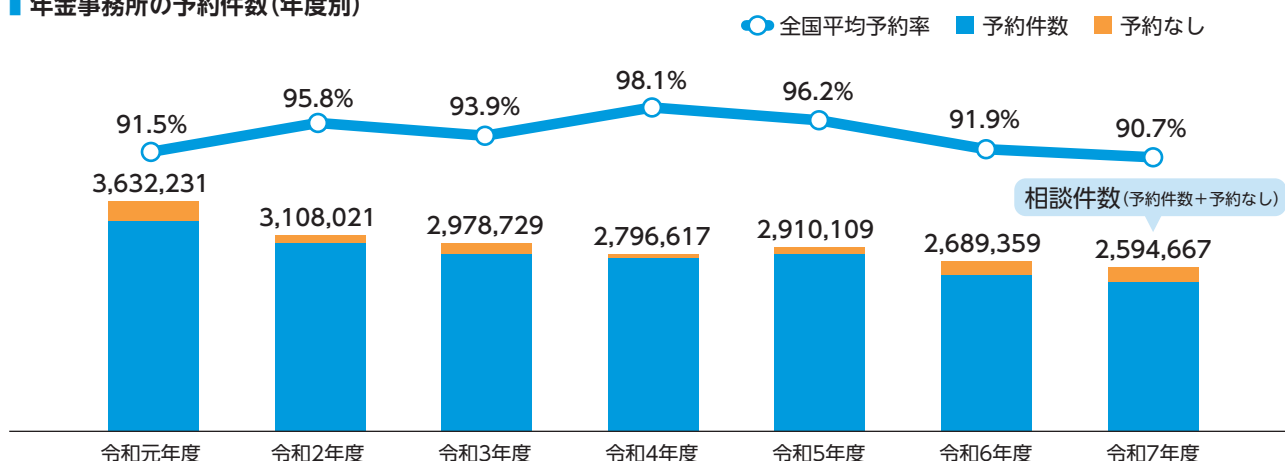
目標① 年金相談窓口体制の整備、予約の取りやすい環境整備

令和7年度は、安定的な相談窓口体制を確保するため、引き続き、年金相談職員の確保に取り組みました。全国の年金相談ブースにおける年金相談職員の配置割合は、対前年度比+2.4%の42.9%となり、正規雇用職員など（正規雇用職員、年金相談職員および社会保険労務士）の配置割合は94.7%となりました。

令和7年度の平均予約率は90.7%と90%以上を維持するとともに、インターネットからの年金相談予約サービスについて、老齢請求書（TA）による案内、ホームページの見直しやポスターの掲示により利用者拡大を図り、平均ネット予約率は、13.8%から17.9%に増加しました。

加えて、予約相談時の事前準備を徹底し、丁寧な年金相談と相談の品質向上を図りました。

年金事務所の予約件数（年度別）



POINT

- 令和8年度の年金相談需要の増加に対応するために安定的な相談窓口体制を維持しました。
- 予約のないお客様の当日対応を徹底するとともに、予約枠を拡大するなど、予約の取りやすい環境整備の取り組みを実施しました。

年金事務所の電話がつながりにくい状況を改善するため、一般的な相談については年金Q&Aなどのオンラインサービスやコールセンターにシフトするよう機構ホームページの掲載方法を変更しました（令和7年9月）。

■ 年金事務所のご紹介



年金相談の相談窓口(東京都 新宿年金事務所)



待合スペース(東京都 新宿年金事務所)



オンライン年金相談 ※下記はオンライン年金相談が可能な拠点
新潟県 佐和田市民センター／長崎県 壱岐市役所芦辺庁舎／
長崎県 五島市役所



年金相談記載台と掲示板(東京都 新宿年金事務所)

■ 年金相談センターでの相談

目標② お客様の利便性の向上、質の高い相談サービスの提供

令和8年度の老齢年金請求件数の増加などによる相談件数増加を見据え、年金相談センターの常設ブースの増設および相談体制の強化を行うとともに、質の高い相談サービスの提供を行うため研修の充実を図りました。

なお、令和7年度の年金相談センターの相談件数は、652,699件でした。

■ コールセンターでの相談

目標③ コールセンターの応答率70%以上を確保

目標④ 11か国語による通訳サービスの提供

(1) コールセンターの効率化と応答率の維持

令和7年度は、以下の各種施策に取り組んだ結果、全ダイヤル合計の応答率は、年度目標である70%を超える水準を維持するとともに、入電総呼数の多い主要なダイヤルの応答率で70%以上となりました。

- 相談目的別・内容別のコールセンターを維持・整備し、効率的な運営に取り組みました。
- 通話内容のリアルタイムテキスト化機能を活用して、複数のオペレーターの通話を同時にモニタリングするなど、コールセンター業務の効率化施策を進めました。
- 令和7年10月より、合計6種類の通知書の再交付依頼などを受け付ける、ねんきん自動音声送付受付サービスを開始しました。夜間や休日も含めて受付時間を拡大したことでお客様利便性の向上につながり、サービス開始以降、合計15,583件の利用がありました。
- 相談内容やお客様の声を分析し、留意点をオペレーターへ周知徹底するなど、応答品質の向上を図りました。

7 年金相談の充実に向けた取り組み

■ 主要なダイヤルの応答状況(令和7年度)(令和8年3月末時点)

	全ダイヤル	ねんきんダイヤル	老齢FD(※1)	ねんきん加入者ダイヤル
入電総呼数	7,654,931件	3,003,808件	338,499件	2,720,173件
応答呼数	6,065,314件	2,264,579件	288,953件	2,280,678件
応答率	79.2%	75.4%	85.4%	83.8%

	ねんきん定期便(※2)	予約受付専用電話	扶養親族等申告書(※3)	支援給付金専用ダイヤル
入電総呼数	540,054件	585,308件	247,739件	215,984件
応答呼数	414,958件	415,828件	216,642件	180,598件
応答率	76.8%	71.0%	87.4%	83.6%

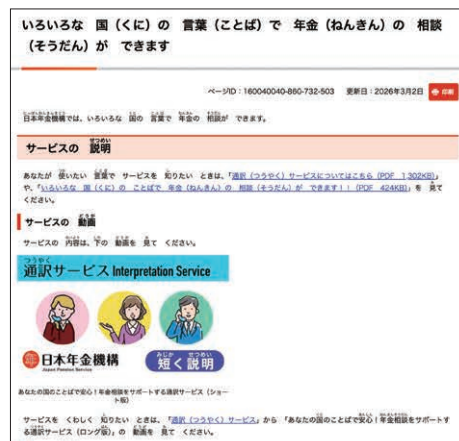
(※1) 老齢年金請求者専用フリーダイヤル (※2) ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号 (※3) 扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル

(2) マルチランゲージサービス

年金事務所、コールセンターおよび利用申し込みをしている市区町村において、外国語による対応が必要なお客様から相談を受けた場合に、11か国語(※)に対応した「マルチランゲージサービス(多言語通訳サービス)」により、電話を利用した通訳サービスを提供しています。

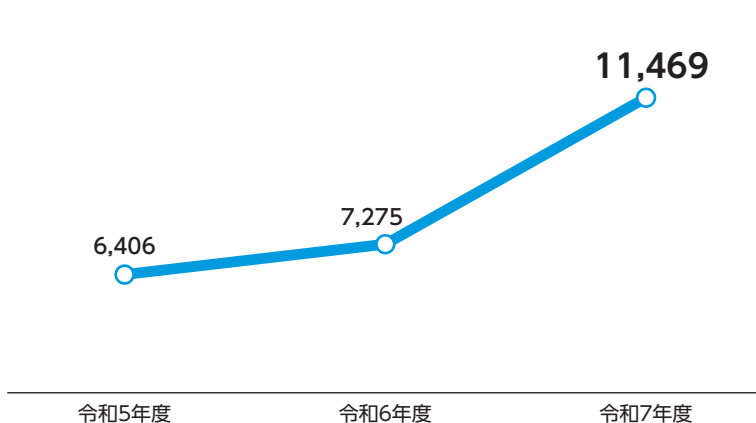
本サービスのさらなる利用拡大を図るため、機構公式SNS(X(旧Twitter)およびFacebook)の発信、市区町村向け広報誌「かけはし」や事業所向け広報チラシ「日本年金機構からのお知らせ」への掲載などの周知・広報を実施しました。また、通訳サービスの認知度がさらに広まるように、「やさしい日本語」で説明している多言語通訳サービスの概要動画およびリーフレットを作成しました。

(※) 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語



「やさしい日本語」で説明している多言語通訳サービスの概要動画を紹介するサイトページ(令和8年3月2日公表)

■ マルチランゲージサービス利用状況(令和8年3月末時点)(単位:件)



(利用する市区町村は令和8年3月末時点で782市区町村)

POINT

- 在留外国人の増加などの要因に加え、周知・広報を強化して行ったことで、令和6年度よりも多くの利用がありました。

8 公的年金制度に対する理解促進への取り組み

日本年金機構は、公的年金制度への理解促進と普及のため、「地域年金展開事業」に取り組んでいます。全国の年金事務所が主体となって、地域・企業・教育などの関係機関との連携・協力の下に、さまざまな場において地域に根ざした活動を行っています。

令和7年度計画

目的 年金制度に対する正しい知識と理解を深め、制度加入や保険料納付に結び付ける地域、企業、教育などの様々な場において、年金制度の普及・啓発活動を行う「地域年金展開事業」を推進

- 目標**
- ① 年金セミナー、年金制度説明会などの充実
 - ② 「ねんきん月間」と「年金の日」における取り組みの充実

年金セミナー、年金制度説明会などの充実

教育関係機関などにおける年金セミナーについて、大学、高校、小・中学校などの学生・生徒に加え、新たに新社会人向けセミナーを開始し、目標（18万人）を上回る207,124人に実施しました。

企業や地域における年金制度説明会について、事業所担当者に対して、届出適正化の推進を目的に「届出における誤りの多い事例」をテーマとした説明会を開催するなど、内容の充実を図り、目標（14万人）を上回る188,367人に実施しました。

外国人を対象とした年金制度の周知・啓発を図る取り組みとして、日本語学校、外国人を雇用する企業・支援団体などを対象とした年金セミナーなどを344回、15,917人に実施しました。

年金セミナーおよび年金制度説明会実施状況

取り組み（対象機関）		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年金セミナー （教育機関など）	回数	3,077回	3,488回	3,156回	3,460回	4,284回
	人数	—	162,894人	164,105人	176,322人	207,124人
制度説明会 （企業・自治会など）	回数	4,417回	3,694回	1,965回	3,793回	5,003回
	人数	—	65,712人	82,324人	138,214人	188,367人

「ねんきん月間」と「年金の日」における取り組み

「ねんきん月間」および「年金の日」に合わせ、全国の年金事務所において、地域の教育関係機関（大学、高校、専門学校など）や企業などに出向き、またはWeb会議ツールを活用して、公的年金制度の周知活動（年金セミナー（513回）、年金制度説明会（370回））を行いました。

① 「年金の日」の活動

11月30日の「年金の日」は日曜日にあたりましたが、すべての年金事務所を開所して年金相談を実施するとともに、各地域の実情に応じて、商業施設などでの出張年金相談、年金に関する作品の展示、ねんきんネットの操作説明会など、公的年金制度の普及・啓発に努めました。

② 「わたしと年金」エッセイ募集と表彰

厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会の4組織の後援の下、「わたしと年金」エッセイ募集の取り組みを行いました。令和7年度においては、1,987人（令和6年度：1,489人）から応募があり、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞の優秀作品を選定し、表彰を行いました。

③ SNSの積極的活用とアニメーション動画の作成

機構公式SNSを積極的に活用し、年金制度の基本事項について集中的に発信することで、公的年金制度への理解を深める取り組みを行いました。また、「わたしと年金」エッセイ受賞作品のアニメーション動画を作成し、機構ホームページに掲載するとともに、アニメーション動画を紹介したリーフレットを作成しました。

9 お客様サービス向上の取り組み

令和7年度計画

目的 お客様サービスの向上

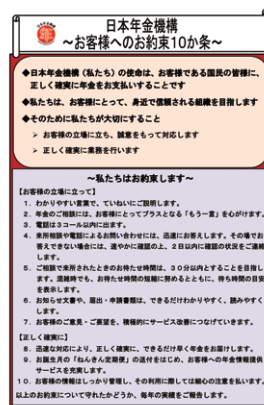
- 目標 ① 「お客様へのお約束10か条」の実施
② CS(お客様満足)意識向上

「お客様へのお約束10か条」の取り組み

目標 ① 「お客様へのお約束10か条」の実施

日本年金機構は、平成22年1月の設立に伴い、お客様サービスの基本方針として「お客様へのお約束10か条」を作成しています。

これは、お客様へのメッセージであり、サービス精神の礎です。業務の実施状況をお客様にチェックしていただく意味も込めて、このポスターを目立つ場所に掲示しています。



お客様へのお約束10か条 ~私たちはお約束します~

お客様の立場に立って

① わかりやすい言葉で、ていねいにご説明します。

全国の年金事務所・街角の年金相談センターに訪れたお客様に対する「お客様満足度アンケート」の「窓口の説明はわかりやすく、充分でしたか」の質問について、『満足』『ほぼ満足』の合計は88.7%でした。

② 年金のご相談には、お客様にとってプラスとなる「もう一言」を心がけます。

お客様より、「手続きだけでなく年金の詳しい説明をもらった」「企業年金のことを教えてもらった」などの多くのお客様の言葉をいただいています。

③ 電話は3コール以内にします。

当機構では、電話は3コール以内に出ることを常に意識し、実行するよう取り組んでいます。

④ 来所相談や電話によるお問い合わせには、迅速にお答えします。

その場でお答えできない場合には、速やかに確認のうえ、2日以内に確認の状況をご連絡します。

全国の年金事務所・街角の年金相談センターに訪れたお客様に対する「お客様満足度アンケート」の「来訪される前の不安や疑問は解消されましたか」の質問について、『解消した・おおむね解消した』とお答えいただいたお客様の割合は98.2%でした。

⑤ ご相談で来所されたときのお待たせ時間は、30分以内とすることを目指します。

混雑時でも、お待たせ時間の短縮に努めるとともに、待ち時間の目安を表示します。

窓口の体制整備や予約相談の推進、改善事例の共有など、待ち時間短縮への取り組みを推進しました。

⑥ お知らせ文書や、届出・申請書類は、できるだけわかりやすく、読みやすくします。

機構内のお客様向け文書改善チームによる審査や一般のお客様をモニターとした会議を定期的に行い、お客様目線によりわかりやすい文書に改善しました。

⑦ お客様のご意見・ご要望を、積極的にサービス改善につなげていきます。

各年金事務所に設置した「ご意見箱」や機構ホームページ上にある「日本年金機構へのご意見・ご要望」コーナーなどから、「お客様の声」を収集し、サービス改善に努めています。

⑧ 迅速な対応により、正しく確実に、できるだけ早く年金をお届けします。

年金請求書を受け付けてから証書がお客様に届くまでの標準的な日数（サービススタンダード）を設定し、達成率を継続的に確認しています。

⑨ お誕生月の「ねんきん定期便」の送付をはじめ、お客様への年金情報提供サービスを充実します。

パソコンやスマートフォンで24時間いつでも利用可能なねんきんネットでは、「ねんきん定期便」のほか、年金記録照会や年金見込額試算など、さまざまなサービスを提供しています。

⑩ お客様の情報はしっかり管理し、その利用に際しては細心の注意を払います。

研修や自己点検を通じて、個人情報保護、情報セキュリティに対する職員の意識の向上と徹底を図っています。

CS（お客様満足）意識向上の取り組み

目標② CS（お客様満足）意識向上

（1）CS意識の向上

令和7年度は、主な取り組みとして以下の施策を実施しました。

① 「サービス推進の手引き」を活用した職場内CS研修の実施

全職員を対象に「サービス推進の手引き」を活用した職場内CS研修を実施するとともに、お客様対応を行う職員が業務に活用できる「接遇・マナー動画」および「トークスクリプト（台本）」を新たに提供しました。

② サービス実践リーダーに対する研修と新入講員研修の実施

サービス改善に向けた取り組みを率先して行う職員として、所長などが指名したサービス実践リーダーに対する研修およびお客様対応の留意点などロールプレイングを組み入れた新入講員研修を実施しました。

③ 本部職員による「サービス巡回指導」

本部職員による無予告での「サービス巡回指導」を全ての年金事務所に対して実施し、サービス実施状況の確認および必要な改善指導を行いました。また、お客様満足度アンケート結果などにより把握した各拠点の個別課題に基づき、指導や研修などの事後フォローを実施しました。

④ 窓口対応コンテストの実施

窓口対応コンテストを実施し、窓口対応における職員のスキルや対応力を競うとともに、コンテストの動画を研修に活用することにより、サービスのレベルの向上を図りました。



窓口対応コンテストの様子

（2）障害者対応

障害者差別解消法に基づく、障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止および合理的配慮の提供の意識向上を図る観点から、役職員に対し引き続き障害者対応の研修を実施しました。

① 全職員を対象とした職場内研修の実施

全職員を対象に「サービス推進の手引き」別冊（障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応）を活用した職場内研修を実施し、障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止および合理的配慮の提供の意識向上を図りました。

② 遠隔手話通訳サービス[※]の利用促進のための周知広報

遠隔手話通訳サービスの利用促進のため、機構ホームページや聴覚障害者情報提供施設および全国社会福祉協議会へ周知広報を実施し、利用拡大を図りました。

[※] 耳の不自由なお客様が自身のスマートフォンなどにて指定の二次元コードを読みとることにより、ビデオ画面上で委託先の手話通訳者とつながり、その手話通訳者を介して機構職員と会話を行うサービス。

10 内部統制システムの有効性確保に向けた取り組み

安定的に国民の皆さまの信頼に応えられる組織の実現に向けて、公的年金業務を確実・正確かつ迅速に遂行するためのさまざまな取り組みを行っています。

令和7年度計画

目的 業務運営における公正性および透明性の確保、内部統制システムの有効性確保

- 目標**
- ① 事務処理誤りの早期発見・対応と再発防止および未然防止
 - ② リスク管理の三線防御体制による業務の適正性確保に向けた取り組みの実施、コンプライアンス確保のための研修などの継続的な実施
 - ③ 適正な監査の実施に向けた内部監査の高度化
 - ④ 契約の競争性・透明性の確保、コストの削減、業務の正確性およびサービスの質の向上

事務処理の正確性の確保

目標 ① 事務処理誤りの早期発見・対応と再発防止および未然防止

事務処理の正確性を確保するため、事務処理誤りの早期発見および対応、再発防止・未然防止を図る取り組みを行います。

① 早期発見

日報や事務処理誤り報告などの日々のモニタリングにより事務処理誤りを早期に発見し、役員などへの報告および個別対応を速やかに実施しました。また、令和6年度中に公表した事務処理誤りの年次公表を令和7年9月に行うなど、事務処理誤りの月次公表および年次公表を適切に行うとともに、公表した事案について点検・分析を行い、関係部署と情報共有を図りました。

② 発生時の対応

事務処理誤りを発生させた部署は、リスク部門など関係部署に直ちに報告するとともに、関係部署と連携のうえ、進捗管理を徹底しての早期完了、発生原因の調査・分析および再発防止策を策定しました。リスク部門は、事務処理誤りを発生させた部署からの報告を受け、役員などへ速やかに報告し、原因の追加調査および再発防止に向けて本部各部門へ必要な対応を指示しました。本部各部門は、事務処理誤りの進捗確認および事案管理を行うとともに、発生原因の調査・分析の結果を踏まえ再発防止を図り、拠点への周知・徹底を行いました。

③ 削減に向けた取り組み

機構内報「リスク対策通信」の発行による事務処理誤りの事例を用いた誤りの発生ポイントや再発防止策の周知を行いました。また、研修の実施、指示発出による注意喚起やヒューマンエラーの分類に基づく発生防止に向けた取り組みの促進および「業務手順に関する一問一答」の出題によるルール徹底を図りました。

リスク管理とコンプライアンス確保

目標 ② リスク管理の三線防御体制による業務の適正性確保に向けた取り組みの実施、コンプライアンス確保のための研修などの継続的な実施

「事務リスク」、「システムリスク」、「情報セキュリティリスク」および「災害その他リスク」について、各セグメントに応じたリスクの把握および未然・再発防止を図ります。併せて、リスク管理の三線防御体制*の実効性・効率性を高めるための取り組みを進めます。また、コンプライアンス確保のための研修・機構内報などを活用した情報発信・自己点検・意識調査を継続的に実施します。

*：機構においては、三線防御体制を以下のとおり位置づけています。

第三線…第二線に対するリスク管理体制の整備・運用状況の有効性に関する監査を行う部署（監査部）

第二線…第一線のリスク管理のルールを定め、ルールの順守状況をモニタリングし、リスクへの対応を行う部署（リスク統括部、業務品質管理部、情報管理対策室、システム企画部、コンプライアンス部など）

第一線…リスクオーナーとして、事業を行う部署（年金事務所、事務センター、本部事業担当部署）

①リスク管理

業務の適正性確保に向け、各セグメントに応じてさまざまな取り組みを行いました。併せて、リスク管理の三線防御体制の実効性・効率性を高めるための取り組みを行いました。

【事務リスク】拠点長からの日報や事務処理誤り報告などのモニタリングにより、事務リスクを早期に発見し、必要な対応を行いました。また、事務処理誤り発生の傾向および原因などを詳細に分析し、リスク管理委員会へ報告しました。

【システムリスク】システム障害の分析などによりシステムリスクに対応するとともに、再発防止取り組みの共有などにより、システム障害の未然防止に努めました。

【情報セキュリティリスク】情報セキュリティリスク分析評価および脆弱性診断などについて、計画どおりに実施のうえ、令和6年度の脆弱性診断の結果から改善計画を策定し、改善状況の進捗状況をリスク管理委員会へ報告しました。

【災害その他リスク】津波避難手順書の精緻化や、防災訓練の手引きに基づく拠点で想定される災害に応じた避難訓練の実施などに取り組み、大雨や地震などの災害発生時においても適切に対応を行いました。また、日本年金機構の職員を装った不審電話などについて、機構ホームページなどで注意喚起を行いました。

【三線防御体制】リスク管理の三線防御体制の実効性・効率性を高めるため、第三線である監査部と第二線の担当部署間において、事務処理誤りなどの近時のリスクに関して定期的な情報共有を行いました。

②コンプライアンス確保

コンプライアンス意識の維持・向上のため、関連部署との連携や外部講師の活用などにより、受講者の属性（本部管理職・拠点のコンプライアンス責任者・新規採用者など）に応じた各種研修の実施、機構内報などを活用した情報発信、コンプライアンス自己点検および意識調査などを実施しました。

内部監査の高度化

目標③ 適正な監査の実施に向けた内部監査の高度化

適正な内部監査の実施のために、高リスク領域を対象とした監査の実施や人材育成など、内部監査の高度化に向けた取り組みを行っています。

①リスクの発生可能性および影響度に応じた監査対象および項目の選定

各種データの収集・分析、モニタリングにより検知したリスクの発生可能性および影響度により抽出した高リスク領域を監査対象および項目として選定しました。

②リスクベース監査の実施

高リスク領域を重点監査テーマとして、年金事務所、事務センターおよび本部・年金センターに対する業務検査、システム監査、情報セキュリティ監査、外部委託先監査など、広範な業務領域を対象に、リスクベース監査を実施しました。

③人材の育成・確保

新任者を中心にOJTを実施し、内部監査の実施にかかる一連の手順の理解および監査の専門的知識の習得を図りました。また、外部専門講師による集合研修を開催し、監査の検出事項にかかる原因分析を探る監査担当者のスキル向上を図るなどの取り組みを行いました。

契約の競争性・透明性の確保など

目標④ 契約の競争性・透明性の確保、コストの削減、業務の正確性およびサービスの質の向上

契約の競争性・透明性の確保およびコストの削減に努め、業務の正確性およびサービスの質の向上を図ります。

調達に性質に応じた適正かつ合理的な契約方法を採用するほか、見積額の妥当性を検証し、調達案件の厳正な審査・点検を実施しました。また、入札結果などから市場の動向や社会経済情勢の変化を把握し、情報共有を図ることで適切な調達を追求しました。これにより、契約の競争性・透明性の確保およびコストの削減に努め、業務の正確性およびサービスの質の向上を図りました。

11 個人情報の保護に関する取り組み

お客様の大切な個人情報を確実に保護し、適切に管理するために、継続的に情報セキュリティ体制の強化を図り、情報セキュリティ対策を組織面・技術面・業務運営面から着実に行っています。

令和7年度計画

目的 お客様の大切な個人情報の確実な保護と適切な管理

- 目標**
- ① 情報セキュリティ対策に必要な体制の維持
 - ② リスク分析評価および脆弱性診断などの実施
 - ③ 情報セキュリティにかかるマネジメントサイクルの継続的・自律的な機能

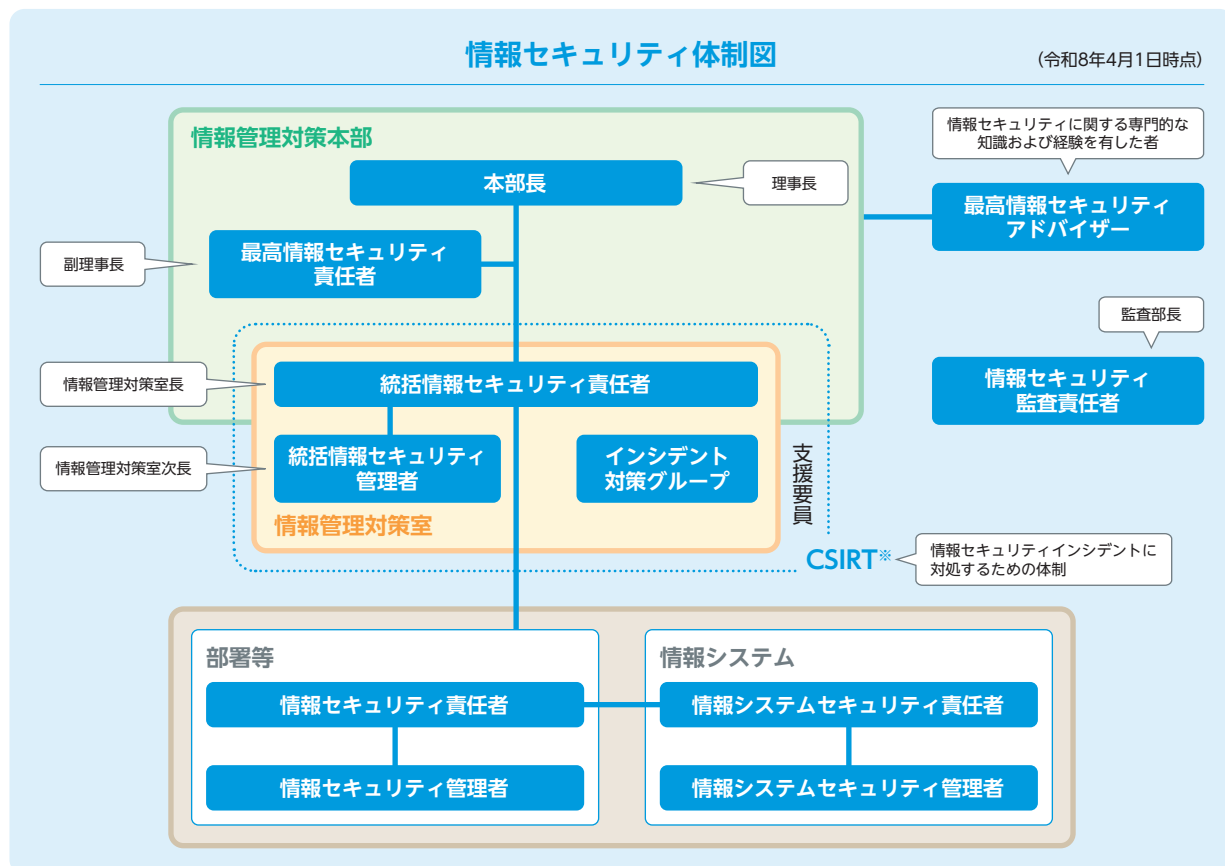
組織面の対策

目標 ① 情報セキュリティ対策に必要な体制の維持

情報セキュリティ対策を一元的に管理するため、情報セキュリティ対策に必要な体制を引き続き確保しました。

① 情報管理対策本部の開催

情報管理対策本部を原則、毎月開催し、機構の情報セキュリティの方針決定や進捗確認を行ってきました。外部の機関による監査などで明らかになった課題への対応策をまとめるなど、情報セキュリティ対策の継続・強化を推進しました。



※ Computer Security Incident Response Team

技術面の対策

目標② リスク分析評価および脆弱性診断などの実施

外部専門家が行うリスク分析評価および脆弱性診断などによって判明したリスクについて対応し、セキュリティ向上に努めています。

① 外部の専門家が行うリスク分析評価、脆弱性診断、ペネトレーションテスト

外部の専門家が行うリスク分析評価は、内部不正による個人情報の漏えいのリスクについて、令和6年度から令和8年度にかけて継続して作業を実施しており、令和7年度予定分の情報システムについて作業を実施しました。また、外部の専門家が行うインターネットに接続するシステムを中心とした脆弱性診断およびペネトレーションテストは、令和7年度に計画した作業を終了しました。

② ランサムウェア被害についての情報収集・分析、情報システムの点検

情報処理推進機構（IPA）によって発表された「情報セキュリティ10大脅威」に「ランサム攻撃による被害」が最上位として挙げられています。国内大手企業がランサム攻撃によって次々と被害を受けていることから、万が一、ランサムウェア被害にあった場合の業務継続性として、実際に国内で起きた代表的事例から情報収集・分析を行い、機構が保有する情報システムの点検を進めました。

業務運営面の対策

目標③ 情報セキュリティにかかるマネジメントサイクルの継続的・自律的な機能

情報セキュリティにかかるマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を継続的・自律的に機能させるため、外部監査の結果や自ら発見した課題などを主体的に管理し、能動的に横展開する運用を確実にを行っています。

また、外部委託管理ルールを着実に実行するとともに、委託先業務ごとに、調達企画段階から履行終了までの業務プロセスにおけるリスクに応じて、必要な対応を的確に行っています。

① 情報管理対策本部への報告および諸規定の改正

機構職員および最高情報セキュリティアドバイザーなどで構成された「判定会議」および「進捗会議」において、外部監査の結果や情報セキュリティインシデントなどにおける分析ならびに再発防止の検討の結果などの課題について協議し、主体的に管理するとともに、情報管理対策本部に報告しました。

② 模擬訓練の実施

役職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図るため模擬訓練を実施しました。訓練結果および適切なインシデント対応の解説について、事務連絡により全職員へ周知しました。また、不適者に対しては、該当拠点の情報セキュリティ責任者から個別に指導を実施しました。

③ 教訓を生かした再発防止策の徹底

各拠点で発生した個人情報の漏えい、滅失、き損、誤廃棄などの不適正管理事案に関して、発生原因の分析結果を個人情報保護研修資料に取り込み、ルールの再教育および順守させることにより、再発防止策を徹底しました。

④ 情報セキュリティ体制の遵守状況を確認

履行開始前検査や履行中検査などの各種検査を実施し、委託先事業者において情報セキュリティ体制が適切に遵守されているかを確認しました。また、各種検査の実施状況を機構本部内で共有し、組織的な外部委託業務管理を行いました。

⑤ 新規事業者の情報セキュリティ対策を早期に実施

新規委託先事業者に対しては、契約締結後の早い段階で現場の情報セキュリティ対策の確認を行い、不適事項がある場合は、速やかな改善を指示し、履行開始前検査で改善結果を確認するなど、一層のリスク対策に取り組みました。

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

この障害年金の令和6年度の認定状況については、認定プロセスなどにさまざまな指摘や報道があったことを踏まえ、令和7年度に厚生労働省において調査を実施いたしました。

調査結果の概要と対応状況についてご説明いたします。

「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」の概要

	事実関係
組織的な指示や対応があったか	● 理事長やセンター長などが審査を厳しくすべきといった指示を行っていたなどの事実は、確認できなかった。 ● 認定医に関する文書は、担当者間で引き継ぎなどに使用されている。組織的に認定をコントロールする意図のものとは認められないが、認定の傾向に関する事など、一部に適切ではない記載内容も含まれていた。(※)
認定のプロセスに問題がないか(※)	● 認定基準に定めるプロセスを逸脱している事実は確認できなかった。
個別の認定が適正に行われているか(※)	● 審査書類に、判断の理由が明確に記載されているとはいえず、丁寧さに欠けるものが見受けられる。 ● 理由付記文書も申請者にとって分かりにくい記載がある。 ● 総合的に認定する仕組みの中では、職員による等級案の必要性は高くない。 ● 令和6年度の不支給割合の上昇は、「障害等級の目安より下位等級に認定され不支給となっているケース」などが増えていることが寄与していると考えられる。 ● 精神障害の新規裁定のうち、その時点で認定医の審査過程で不支給と見込まれた審査中の事案について、より丁寧な審査を行う観点から、障害年金センターに配置される常勤医師による確認を実施し、約1割が支給となった。

(※) は精神障害に係る部分です。

「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」の対応状況

● 令和7年7月以降に順次取り組みを開始し、8月下旬までにひと通りの対応を終えております。

① 審査書類などの丁寧な記載

審査書類の改善 (丁寧な記載、機構職員による等級に関する記載の廃止など)	➡	● 職員が作成する事前確認票について、職員による等級に関する記載を廃止。考慮要素の抜粋など客観的な事実のみを記載 ● 認定調査は、不支給となる場合など、理由を丁寧に記載するよう、認定医に周知
不利益処分などの理由付記文書の改善	➡	● 理由付記文書は、より丁寧な記載とし、ルールを整備
認定事例の作成、考慮要素の徹底	➡	● 認定事例は、判断のポイントなどを付した具体的な事例を作成し、職員と認定医に周知

② 認定プロセスの客観性・公平性の確保

複数認定医による審査の拡大	➡	● 全ての不支給事案について、複数認定医による審査を開始
担当認定医の無作為での決定	➡	● 新規請求について、審査をしない別の部署が無作為に認定医を決定する方式を導入
認定医に関する文書の廃止	➡	● 認定医に関する文書を廃止
障害認定審査委員会の活用 (福祉職などの外部の者の参画など)	➡	● 障害認定審査委員会に福祉職の委員を追加

③ 障害年金センターの審査体制の見直し

障害年金センター	405人	➡	● 444人 (39人増員)
日本年金機構 本部 障害年金グループ	9人	➡	● 13人 (4人増員)

● また、令和6年度以降の精神障害などの不支給等事案について、点検を行っております。令和7年度末時点において、不支給事案の点検は終了しており、支給となる件数は444件 (約3.0%) となりました。

引き続き、支給事案 (目安より下位の等級に認定され支給されている事案など) の点検を進めてまいります。

● 詳しくは、当機構のホームページ「障害年金の認定状況について」をご覧ください。



第3章

機構組織と年金制度の基礎

日本年金機構と 公的年金制度について

公的年金の一連の運營業務を担う
私たち日本年金機構の「組織」や「業務」、
「さまざまなデータ」を中心にご紹介
します。

また、日本の公的年金制度について、
その「仕組み」をご説明します。

1 日本年金機構について

概要

名称	日本年金機構(にっぽん ねんきん きこう) (Japan Pension Service)
本部所在地	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
電話番号(代表)	03-5344-1100
組織	非公務員型の公法人(特殊法人) 本部、年金事務所(全国312か所)
設立年月日	平成22年1月1日 ※同時に社会保険庁を廃止
理事長	大竹 和彦(おおたけ かずひこ)
職員数	正規職員約11,000人(令和8年4月1日時点) ※上記のほか、特定の業務に従事する特定業務契約職員および補助的な業務に従事するアシスタント契約職員を配置。
業務内容	国(厚生労働大臣)から委任・委託を受け、公的年金の一連の運営業務(適用・徴収・記録管理・相談・決定・給付など)を担う。

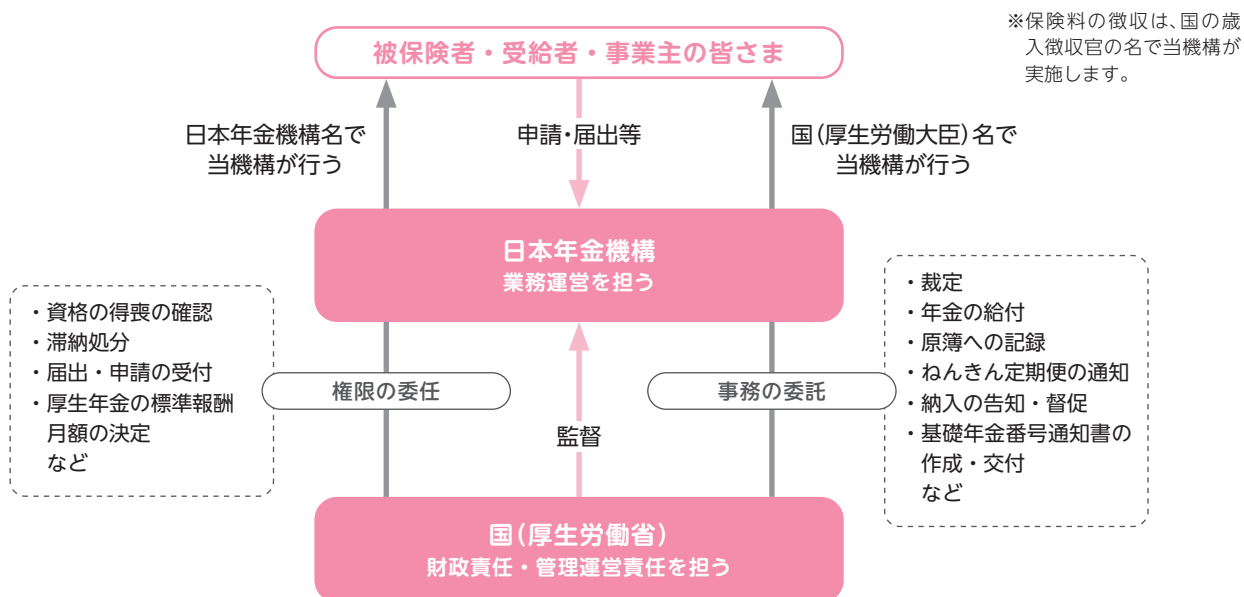


シンボルマーク(平成21年6月25日決定)

日本国民の公的年金を運営する組織であることを、「日の丸」の上に「年」の一文字をシンボライズすることで表現。

位置づけ

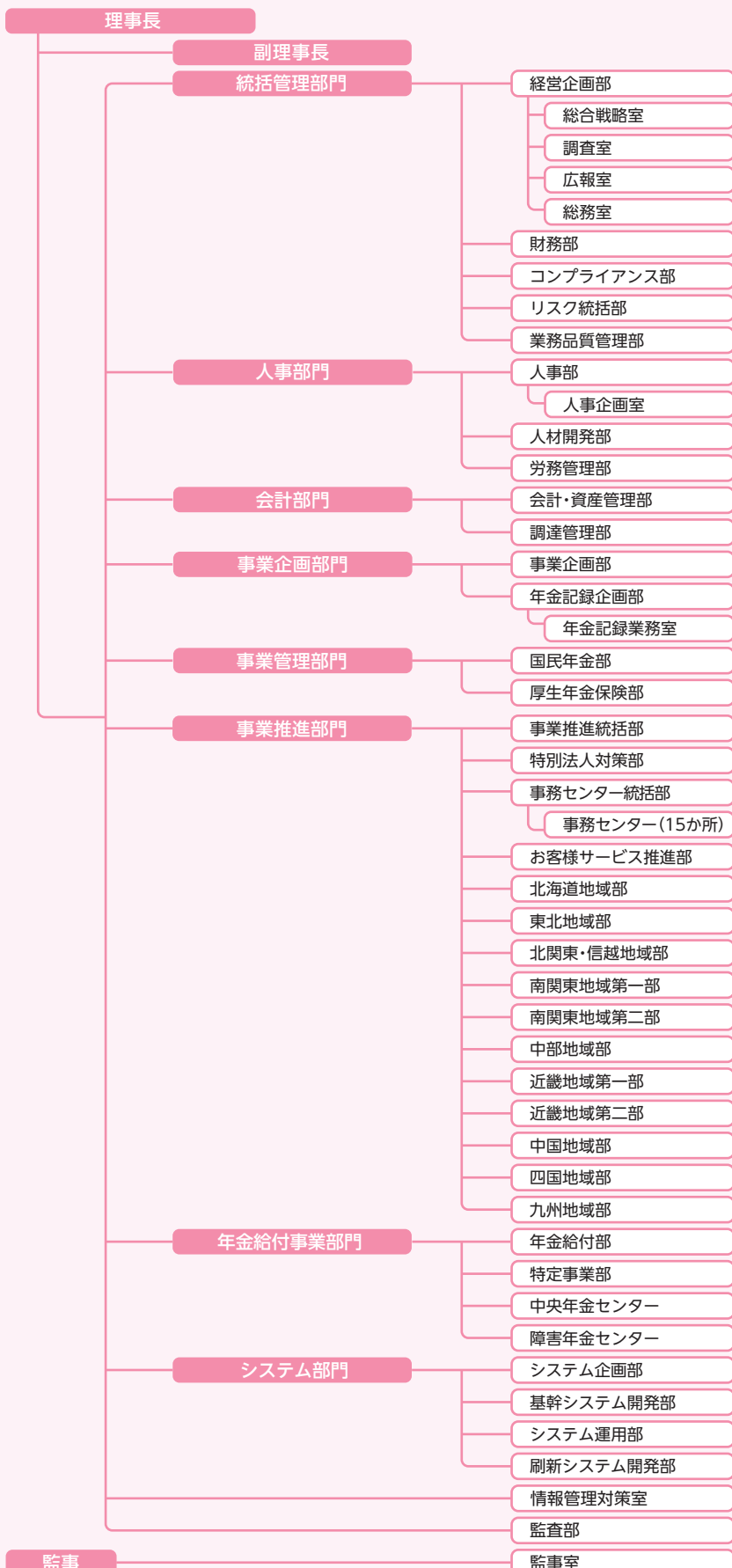
- 国(厚生労働省)が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は当機構に委任・委託されます。
- 国(厚生労働大臣)の権限を委任された業務(資格の得喪の確認、届出・申請の受付など)については、日本年金機構の名で当機構が実施し、国(厚生労働大臣)から事務の委託を受けた業務(裁定、給付など)については、国(厚生労働大臣)の名で当機構が実施することとなります。



体制

(令和8年4月1日時点)

本部



お客様対応窓口

年金事務所 [全国312か所]

(標準的な組織)

- ・総務課
- ・厚生年金適用調査課
- ・厚生年金徴収課
- ・国民年金課
- ・お客様相談室

街角の年金相談センター [全国80か所]

※全国社会保険労務士会連合会に運営を委託

コールセンター [電話相談窓口]

ねんきんダイヤル

ねんきん定期便・
ねんきんネット
専用番号

ねんきん加入者ダイヤル

予約受付専用電話

※事業者に外部委託

1 日本年金機構について

基本理念と運営方針

■ 実務を正確かつ迅速に行うことが第一と考えます。

当機構では、以下の「基本理念」、「運営方針」を掲げ、業務の適正な運営と国民の皆さまからの信頼確保を目指しています。

基本理念

機構の基本理念は、日本年金機構法第2条に、以下のように定められています。

日本年金機構は、その業務運営に当たり、政府管掌年金が国民の共同連帯の理念に基づき国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであることにかんがみ、政府管掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

運営方針

基本理念に基づいて以下の運営方針を掲げ、組織および業務の運営に取り組んでいます。

1

お客様の立場に立った親切・迅速・正確で効率的なサービスを提供します。

2

お客様のご意見を業務運営に反映していくとともに、業務の成果などについて、わかりやすい情報公開の取り組みを進めます。

3

官民人材融合による能力・実績本位の新たな人事方針を確立し、組織風土を変えます。

4

コンプライアンスの徹底、リスク管理の仕組みの構築など組織ガバナンスを確立します。

業 務

■ 国民生活をしっかり支えていくために、主に5つの業務を行っています。

当機構は、国（厚生労働大臣）*の監督の下、公的年金に関する幅広い業務を行っています。

※国（厚生労働大臣）は、公的年金の財政責任・管理運営責任を担うとともに、機構への指導・監督を行います。

1 適用業務

▶ 公平公正に年金制度に加入していただくための業務

国民年金・厚生年金ともに、一人ひとりの資格取得（加入）手続きが適正に行われるよう業務を行っています。国民年金では、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方のうち、加入すべき方全員の加入手続きを速やかに行っています。厚生年金保険では、未加入の事業所に対して加入指導を行うなど加入促進に努めています。

2 徴収業務

▶ お客様に保険料を納付していただくための業務

個人の方、事業主の方ともに、きちんと保険料を納付していただけるよう、さまざまな対策に取り組んでいます。例えば、国民年金では、納付督促、強制徴収、免除などの申請案内、また、厚生年金保険では、事業所に対して納付指導・滞納処分を行っています。

3 給付業務

▶ お客様に正確に年金をお支払いする業務

お客様からの年金請求書の受付、年金証書のお届け、そして正確かつ迅速な年金のお支払いに取り組んでいます。

4 記録管理業務

▶ お客様の年金記録を管理する業務

お客様の年金記録を正確に管理するとともに、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」（インターネットでのサービス）により、お客様が年金加入記録を簡単に確認できる仕組みを提供しています。

5 相談業務

▶ お客様のご相談にいていねいにお応えする業務

年金に関するお客様のご質問やご相談などに、きめ細やかに対応できるよう、窓口、電話、文書などさまざまな方法で迅速にお応えしています。

2 日本年金機構のデータ

① 役員の紹介(令和8年4月時点)



理事長
大竹 和彦
おおたけ かずひこ

主な経歴

農林中央金庫 代表理事専務 コーポレート本部長／
(株)農林中金総合研究所 取締役会長／協同住宅ロー
ン(株) 取締役会長



副理事長
高橋 俊之
たかはし としゆき

主な経歴

厚生労働省 年金局長／三井住友銀行 顧問／日本総合
研究所 特任研究員



理事
人事・会計部門担当
立田 英人
たてだ ひでと

主な経歴

日本年金機構 未来戦略室次長／日本年金機構 事業推
進統括部長／日本年金機構 人事部長



理事
事業企画部門担当
中野 孝浩
なかの たかひろ

主な経歴

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課長／内閣府参事
官(社会システム担当)(政策統括官(経済社会システム
担当)付)／日本年金機構 審議役／(役員出向)



理事
事業管理部門担当
駒木 賢司
こまき けんじ

主な経歴

厚生労働省 年金局事業企画課長／厚生労働省 社会・
援護局総務課長／厚生労働省 大臣官房地域保健福祉
施策特別分析官／(役員出向)



理事
事業推進部門担当
加藤 卓
かとう たく

主な経歴

日本年金機構 財務部長／日本年金機構 事業企画部長
／日本年金機構 会計・資産管理部長



理事
年金給付事業部門担当
渡辺 理恵
わたなべ りえ

主な経歴

日本年金機構 北関東・信越地域第二部運営グループ長
／日本年金機構 北関東・信越地域第二部長／日本年金
機構 相談・サービス推進部長



理事
システム部門担当
細谷 文秋
ほそや ふみあき

主な経歴

日本年金機構 システム企画部システム調整監／日本
年金機構 システム企画部長／日本年金機構 CIO補佐
監



理事 特命担当
久保 勇紀
くぼ ゆうき

主な経歴

日本年金機構 中国地域部長／日本年金機構 特別法人
対策部長／日本年金機構 監査部長



理事(非常勤)
辻廣 雅文
つじひろ まさふみ

主な経歴

株式会社西武ホールディングス 社外取締役(現職)／
帝京大学経済学部経営学科教授 兼 帝京大学短期大学
現代ビジネス学科長(現職)



理事(非常勤)
安原 貴彦
やすはら たかひこ

主な経歴

株式会社みずほ銀行 代表取締役副頭取／株式会社栗
本鐵工所 社外監査役(現職)／株式会社丸連 社外取締
役監査等委員(現職)



理事(非常勤)
山宮 慎一郎
やまみや しんいちろう

主な経歴

弁護士(TMI総合法律事務所パートナー)(現職)／ERI
ホールディングス株式会社 社外取締役(現職)／ブル
デンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
社外監査役(現職)



理事(非常勤)
吉永 みち子
よしなが みちこ

主な経歴

BPO青少年委員会 委員長(現職)／民間放送教育協会
会長(現職)



監事
工藤 政和
くどう まさかず

主な経歴

(独)地域医療機能推進機構 内部統制・監査部長／日本
年金機構 監査部監査アドバイザー



監事(非常勤)
矢崎 ふみ子
やざき ふみこ

主な経歴

税理士(矢崎ふみ子税理士事務所)(現職)／北野建設株
式会社 社外取締役(現職)

2 職員の給与(令和7年度)

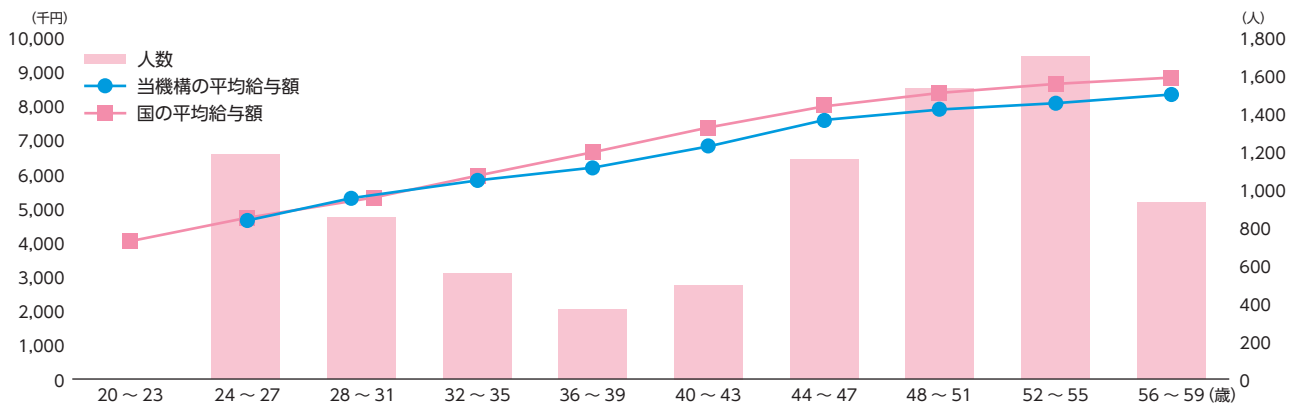
区分	平均年齢	年間給与総額(平均)
正規職員	43.9歳	716万円

◎年間給与総額には、賞与・その他を含みます。

◎国家公務員との比較指標である「ラスパイレス指数※1」は95.0となり、令和6年度から0.1ポイント上昇となりました。

※1:「ラスパイレス指数」とは、法人の年齢階層別人員構成をウェイトに用い、法人に国の給与水準を当てはめた場合の給与水準を100とした比較指標で、毎年公表が義務づけられているものです。

年間給与の世代別分布状況(平均年間給与額/支給人数)



退職手当の平均支給額

退職手当額	2,157万円
-------	---------

◎令和7年度に機構が支給した平均額(勤続20年以上)です。

3 人事・労務関連データ(令和7年度)

1か月あたりの時間外勤務(令和7年度)

一般職: 8時間14分 管理職: 13時間48分

年次有給休暇の平均取得日数(全職員)(令和7年度)

15.6日

女性管理職比率(令和8年4月)

20.2%

障害者の実雇用率※3(令和7年6月1日時点)

2.95%

※3: 常用雇用労働者に占める障害者である労働者数の割合

正規職員の育児休業取得状況(令和7年度)

育児休業取得率※2	男性 93.90%	女性 98.15%
育児休業平均取得日数	男性 97.21日	女性 527.08日

※2: 育児休業取得率=育児休業を取得した職員数/本人(配偶者)が出産した職員数分母が当該年度の出産者数、分子が当該年度の育児休業の取得者数として集計しているため、出産した年度と育児休業を取得した年度にずれが生じることがあります。

制度の見直し

子の看護等休暇の取得事由の追加(令和7年4月)

病気、けが、予防接種、健康診断

+

入園(入学)式、卒園(卒業)式等

育児短時間勤務の選択事由の追加(令和7年10月)

勤務時間の短縮(1日2時間まで)

+

年10日相当の休暇(時間単位)

2 日本年金機構のデータ

4 財務関連データ(令和7年度)

(1) 財務の状況

①損益計算書の要約

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

科目	金額
経常費用	3,309
業務経費	3,097
職員人件費	701
その他人件費	406
通信費	411
業務委託費	1,090
その他	489
一般管理費	208
職員人件費	90
業務委託費	40
修繕費	20
その他	58
財務費用	4
経常収益	3,671
運営費交付金	3,421
その他	251
経常収益－経常費用	362

②経常費用のセグメント別内訳

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

科目	金額	内訳		
		保険料 財源	国庫 財源	国庫財源 (支援給付金分)
経常費用	3,309	2,256	1,005	48
業務経費	3,097	2,252	798	48
保険事業	910	910	—	—
オンライン システム事業	861	861	—	—
年金相談等事業	481	481	—	—
年金生活者支援 給付金支給事業	33	—	—	33
年金記録問題 対策事業	0	—	0	—
職員人件費	813	—	798	15
一般管理費	208	—	208	1
職員人件費	104	—	103	1
内部管理事務経費	105	—	105	—
財務費用	4	4	0	0

③資産・負債の状況

貸借対照表の要約
(令和8年3月31日時点)

資産の部	金額
現金および預金	735
保管納付受託証券	1
有形固定資産	1,088
投資その他の資産	845
その他	540
資産合計	3,208
負債の部	金額
未払金	342
保険料等預り金	8
保険料等預り保管 納付受託証券	1
退職給付引当金	845
その他	783
負債合計	1,979
資本金(政府出資金)	1,000
資本剰余金	△241
利益剰余金	471
純資産合計	1,230
負債および純資産合計	3,208

◎単位:億円
 ◎端数整理のため、合計が一部不一致場合があります。
 ◎億円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「－」で表示しています。
 ◎財務の状況は、「財務諸表」として機構ホームページに公表しています。
 ◎機構は利益の獲得を目的としない法人であり、民間企業のような営業収益はなく、
 機構における経常収益は、国から受け入れる交付金が主なものとなっています。

(2) 予算・決算の概要

①収入の内訳

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

	予算額	決算額	差引増減額
運営費交付金	3,729	3,729	—
運営費交付金	1,084	1,084	—
事業運営費交付金	2,593	2,593	—
年金生活者支援給付金 支給業務事務取扱交付金	51	51	—
その他の収入	3	3	1
合計	3,732	3,732	1

②支出の内訳

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

	予算額	決算額	差引増減額
保険事業経費	956	914	△43
オンラインシステム経費	1,124	943	△181
年金相談等経費	513	481	△32
年金生活者支援給付金 支給業務事務費	51	49	△2
一般管理費	1,087	1,067	△20
合計	3,732	3,454	△277

◎単位:億円
 ◎端数整理のため、合計が一部不一致場合があります。
 ◎億円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「－」で表示しています。
 ◎予算・決算は、「決算報告書」として機構ホームページに公表しています。
 ◎差引増減額は、決算額から予算額を引いた金額を記載しています。

⑤ 業務関連データ(令和7年度)

次のデータでは基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の運用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合および日本私立学校振興・共済事業団の情報は含みません。

(1) 被保険者および事業所の加入状況

① 厚生年金保険・船員保険(令和8年3月末時点)

厚生年金保険	被保険者数	4,330万5,829人	船員保険	被保険者数	5万1,240人
	適用事業所数	295万2,350か所		適用事業所数(船舶所有者)	3,893か所

② 全国健康保険協会管掌健康保険^{※1}(令和8年3月末時点)

加入者数	被保険者数	2,610万5,542人	適用事業所数	283万2,766か所
	被扶養者数	1,367万8,250人		

※1:健康保険組合に加入していない事業所の従業員を対象とした健康保険は、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)といい、全国健康保険協会が運営しています。

③ 国民年金(令和8年3月末時点)

第1号被保険者数 ^{※2}	1,356万7,845人
第3号被保険者数	603万5,805人

◎令和8年7月に公表された統計に基づいたものです。

※2:任意加入被保険者を含みます。

(2) 保険料の収納状況

① 厚生年金保険(令和7年度)

徴収決定済額	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済歳入額	収納率
38兆751億円	37兆6,783億円	379億円	3,589億円	99.0%

② 船員保険(令和7年度)

徴収決定済額	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済歳入額	収納率
432億円	425億円	0.3億円	7億円	98.4%

③ 全国健康保険協会管掌健康保険(令和7年度)

徴収決定済額	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済歳入額	収納率
12兆3,094億円	12兆733億円	227億円	2,134億円	98.1%

④ 国民年金(令和7年度)

現年度分(令和7年度分)			過年度分	
納付月数	納付対象月数	納付率	最終納付率(令和5年度分)	納付率(令和6年度分)
7,108万月	8,934万月	79.6%	85.6%	84.9%

◎国民年金保険料の納付期限は、納める保険料の月の翌月末です。

現年度分の納付率は、令和7年度分(令和7年4月～令和8年3月分)の保険料の令和8年4月末時点の納付率です。

◎過年度分の納付率(令和5年度、令和6年度)は、令和5年度分および令和6年度分の保険料の令和8年4月末時点の納付率です。なお、令和5年度分の納付率が令和7年度における最終納付率になります。

(3) 年金の受給および支払いの状況

① 厚生年金および国民年金の受給者数(令和8年3月末時点)

厚生年金受給者		
老齢給付	障害給付	遺族給付
2,972万8,526人	56万9,050人	587万3,065人

国民年金受給者		
老齢給付	障害給付	遺族給付
3,410万1,310人	226万6,919人	8万6,568人

◎「厚生年金受給者」とは、旧法と新法厚生年金の受給者の合計です。

◎「国民年金受給者」とは、旧法提出制国民年金と新法基礎年金の受給者の合計です。

◎令和8年7月に公表された統計に基づいたものです。

② 厚生年金、国民年金の支払い件数および金額(令和7年度)

件数	金額
4億5,429万件	50兆5,108億円

3 公的年金制度について

公的年金制度を支える土台

3つの土台で国民生活を支えています。

「公的年金制度」とは、老後はもちろん、病気やけがで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなったときなど、いざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えに基づいてつくられた仕組みです。公的年金制度は3つの土台の上に成り立っています。

公的年金制度

国民皆年金

- 基本的に日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入する義務があります。この「国民皆年金」により、社会全体で国民生活を支えることが実現できるのです。

社会保険方式

- 社会保険方式は、あらかじめ拠出した保険料を財源として年金の給付を行うものです。原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることはできません。

世代間扶養

- 現在の現役世代が納めている保険料によって年金受給者へ年金が支給される「世代と世代の支え合い」という「賦課（ふか）方式」により運営されています。

公的年金制度の構造

ライフスタイルに合わせた構造になっています。

公的年金制度は、20歳以上60歳未満の方が加入する「国民年金」と、会社員や公務員などの方が加入する「厚生年金」の2階建て構造になっています。会社員・公務員などの方は「国民年金」「厚生年金」の2つの年金制度に加入していることになります。また、それぞれのライフスタイルに合わせて第1号から第3号に区分され、保険料の支払い方法や手続きなどが異なります。



年金の種類

「老齢」「障害」「遺族」の3つの種類があります。

年金は高齢者のためだけのものではありません。若くても万が一のときは「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができます。高齢者のみならず、現役世代や若い人の暮らしも支えている重要な制度です。

1 老齢年金

国民年金から「老齢基礎年金」を生計受け取ることができます。また、厚生年金保険に加入していた人は、「老齢厚生年金」が上乗せされます。国民年金、厚生年金保険ともに、保険料を納めた期間が長いほど、老後に受け取る年金額も多くなります。年金の受け取りは原則65歳からとなりますが、60歳から65歳までの間に繰り上げて受け取ったり、66歳から75歳までの間に繰り下げて受け取ったりすることができます^{※1}。

■支給の例

	本人	配偶者
厚生年金 (2階部分)	老齢厚生年金 月額 約96,100円 [40年加入の標準例]	
基礎年金 (1階部分)	老齢基礎年金 月額 約70,600円 ^{※2} [40年納付]	老齢基礎年金 月額 約70,600円 ^{※2} [40年納付]
	夫婦合計 月額 約237,300円	

※1: 繰上げにより減額され、繰下げにより増額されます。なお、生年月日が昭和27年4月1日以前の方は、繰下げできる年齢の上限が70歳までとなります。
 ※2: 昭和31年4月2日以後生まれの方にかかる令和8年度の年金額です。昭和31年4月1日以前生まれの方は、月額約70,400円となります。

2 障害年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになったとき、障害の程度に応じて受け取ることができる年金です。病気やけがで初めて医師等の診療を受けたときの年金加入状況などによって、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」のいずれか、または両方の年金を受け取ることができます。

重い

障害の程度

軽い

■支給の例

	1級障害	2級障害	3級障害	
厚生年金 (2階部分)	障害厚生年金(1級) 配偶者の加給年金 ^{※1}	障害厚生年金(2級) 配偶者の加給年金 ^{※1}	障害厚生年金(3級)	障害手当金
基礎年金 (1階部分)	障害基礎年金(1級) 月額 約88,300円 ^{※2} 子の加算(第1・2子) 各月額 約20,300円 ^{※3}	障害基礎年金(2級) 月額 約70,600円 ^{※2} 子の加算(第1・2子) 各月額 約20,300円 ^{※3}		

※1: 配偶者の加給年金は、配偶者の年齢が65歳未満であること、老齢厚生年金(計算の基礎となる加入期間が240か月以上)や障害年金などを受給することができないことが条件となります。
 ※2: 昭和31年4月2日以後生まれの方にかかる令和8年度の年金額です。昭和31年4月1日以前生まれの方は、1級が月額約88,000円、2級が月額約70,400円となります。
 ※3: 令和8年度の子の加算額です。第3子以降は各月額約6,800円となります。子の年齢は、18歳の誕生日を迎える年の年度末を経過していないこと、または20歳未満で1級・2級の障害の状態にあることが条件となります。

3 遺族年金

一家の働き手の方や年金を受け取っている方が亡くなったとき、一定の要件を満たす配偶者や子など、ご家族に対して支給される年金です。亡くなられた方の年金の加入状況などによって、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」のいずれか、または両方の年金を受け取ることができます。

■支給の例

	子どものいる配偶者の例
厚生年金 (2階部分)	遺族厚生年金
基礎年金 (1階部分)	遺族基礎年金 月額 約70,600円 ^{※1} 子の加算(第1・2子) 各月額 約20,300円 ^{※2}

※1: 昭和31年4月2日以後生まれの方にかかる令和8年度の年金額です。昭和31年4月1日以前生まれの方は、月額約70,400円となります。
 ※2: 令和8年度の子の加算額です。第3子以降は各月額約6,800円となります。子の年齢は、18歳の誕生日を迎える年の年度末を経過していないこと、または20歳未満で1級・2級の障害の状態にあることが条件となります。

4 公的年金制度の歩み（歴史）

歴史

日本の公的年金制度は、昭和17（1942）年の労働者年金保険の創設に始まり、昭和36（1961）年に国民皆年金が整いました。その後、公的年金制度は社会経済情勢の変化に応じて何度も見直され、今日の制度に至っています。

●基礎年金制度の創設

それぞれ独立して運営されていた年金制度体系の中で、財政基盤が不安定になる可能性や制度間格差などが生じていたため、全国民を対象とする基礎年金制度が発足。国民年金を基礎年金支給の制度とし、さらに厚生年金などの被用者年金制度を上乗せし、公的年金制度を2階建ての仕組みに再編、統合しました。

●第3号被保険者制度スタート

●労働者年金保険法の全面施行

（保険料徴収開始）

●労働者年金保険法を厚生年金保険法に改称、女子の加入拡大

●厚生年金の保険料徴収開始

●国民年金法制定

●福祉年金の支給開始

●国民年金加入受付開始

●高度経済成長に対応した給付水準の引上げ

●在職老齢年金制度を、賃金の増加に応じて賃金と年金額の合計が増加する仕組みへ変更

●厚生年金保険法の改正

（報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ：開始は平成25（2013）年）

●学生納付特例制度の導入

●厚生年金（定額部分）の支給開始年齢引上げ開始

●65～69歳の在職者に対する在職老齢年金制度の創設

●若年者納付猶予制度の導入

昭和17年

昭和19年

昭和34年

昭和35年

昭和36年

昭和40年代

昭和48年

昭和61年

平成3年

平成6年

平成7年

平成9年

平成12年

平成13年

平成14年

平成16年

平成17年

●国民年金の保険料納付開始 国民皆年金体制のスタート

厚生年金保険に加え、昭和36（1961）年から自営業者や農林漁業者などを対象とした国民年金が始まり、国民皆年金体制が実現しました。

- 昭和48（1973）年を「福祉元年」と位置づけ、年金の給付水準の大幅な引上げを含む社会保障の大幅な制度拡充を実施
- 物価スライド制の導入

- マクロ経済スライドの導入
- 保険料水準固定方式の導入

●基礎年金番号の導入

国民年金や厚生年金、共済組合など、加入する制度ごとの番号で記録の管理が行われていましたが、すべての年金制度に共通した基礎年金番号が導入され、1人に1つの番号となったことにより、制度間の情報交換や加入者への連絡、各種相談などにも迅速に対応できるようになりました。

●JR共済、JT共済、NTT共済の三共済を厚生年金に統合

●20歳以上の学生が国民年金に強制加入する制度開始

未加入の学生が障害を負ったときに障害年金を受け取ることができないという問題などを背景に、20歳以上の学生も強制加入の対象となりました。

- 厚生年金保険法の改正（定額部分の支給開始年齢の引上げなど）

● マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し
(キャリアオーバー制度の創設)

● 年金生活者支援給付金制度の開始

消費税の引上げ分を活用し、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金それぞれで要件を満たす対象の方に対し、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給する制度が開始されました。

● 多段階免除制度の導入

- 厚生年金の報酬比例部分の分割(離婚分割)制度の創設
- 在職老齢年金制度などの見直し
 - ・ 65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入
 - ・ 70歳以上の被用者に対する在職老齢年金制度の適用

● 基礎年金の
国庫負担割合1/2の実現

● 国民皆年金50年

- 受給開始時期の選択肢の拡大
(繰下げ上限年齢の引上げ)
- 在職老齢年金制度の見直し、
在職定時改定の導入
- 短時間労働者の厚生年金保険適用拡大
・ 被保険者数101人以上の企業等

● 短時間労働者の
厚生年金保険適用拡大
・ 被保険者数51人以上の
企業等

● 在職老齢年金
制度の支給停止
基準の引上げ

平成 18年 平成 19年 平成 21年 平成 22年 平成 23年 平成 25年 平成 26年 平成 27年 平成 28年 平成 29年 平成 30年 令和 元年 令和 3年 令和 4年 令和 6年 令和 8年

● 社会保険庁廃止、1月1日、 日本年金機構設立

正しく確実に業務を行うことはもちろん、お客様一人ひとりの安心を支え、お客様との絆をつなぐ年金サービスを目指し設立されました。

● 年金額の改定ルールの見直し
(賃金スライドの徹底)

● 老齢基礎年金などの
受給資格期間を10年に短縮

- 納付猶予制度の対象年齢について
30歳までから50歳までに拡大
- 短時間労働者の厚生年金保険適用拡大

● 被用者年金制度一元化法により
共済年金を厚生年金に統一

● 国民年金保険料の申請免除などの
遡及承認期間を過去2年分まで拡大

● 老齢基礎年金などの年金額の特例水準
(本来より2.5%高い)を3年間で解消

年金に関するお問い合わせは ねんきんチャットボットをご利用ください

日本年金機構ではお客様からのお問い合わせに24時間対応する
「ねんきんチャットボット」を開設しています。

年金の制度や手続き方法など、幅広い質問に対応しています。ぜひご利用ください。



機構ホームページの
このボタンから
チャットボットをスタート

多言語ボタンで
6か国語翻訳

質問項目をクリックで
Q&Aが表示

気になる内容は直接検索

チャットボットここが便利

制度や手続きへの疑問を解決

年金の制度や手続きに関するQ&Aや年金制度の改正に関するQ&Aなど、幅広く疑問にお答えします。



各種通知書などにも対応

日本年金機構からお送りしている、「ねんきん定期便」や国民年金保険料の控除証明書、公的年金の源泉徴収票などの記載内容や再交付などお客様からのお問い合わせについてご案内しています。

電子申請のサポート

国民年金加入の届出から老齢年金請求書の電子申請まで、さまざまな届書の電子申請をサポートしています。さらにオンラインサービスであるねんきんネットの機能についてもご案内しています。

チャットボットの多言語翻訳

多言語ボタンを選択することで、6か国語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語)でチャットボットをご利用できます。



第4章

知ってもらいたい情報集

インフォメーション

「数字で見る年金」や「わたしと年金」
エッセイの令和7年度受賞作品を
ご紹介します。

1 数字で見る年金

公的年金制度の規模や役割の大きさを示す主な数字をご紹介します。

公的年金加入者数（令和6年度末）

6,757万人

公的年金（国民年金、厚生年金保険）に加入している方をさします。
日本の人口は約1億2,340万人^{*1}ですので、日本の人口の半分以上に相当します。
【出典】厚生労働省『厚生年金保険・国民年金事業年報』（令和6年度）

公的年金加入者全体で、保険料を納付している方の割合（令和6年度末）

■保険料の納付状況（令和6年度末）



約99%

未納者^{※5} **72万人**

日本の公的年金制度は、納めた保険料に応じて年金が支給される社会保険方式なので、保険料を納めていない方がいても、将来の公的年金財政を揺るがし、制度を崩壊させるようなことはありません。国の制度ですから、国が存続する限り破綻することはありません。

国民年金第1号被保険者の令和6年度分の現年度納付率は78.6%ですが、厚生年金などを合わせた公的年金加入者全体の約99%の方が保険料を納付しています。実際に保険料を納めていない方は全体の1%ほどです。

【出典】厚生労働省・日本年金機構『令和6年度の国民年金の加入・保険料の納付状況について』・厚生労働省『厚生年金保険・国民年金事業年報』（令和6年度）

保険料収入（令和6年度）

43兆1,253億円

国民年金・厚生年金保険で納められた保険料は、43兆1,253億円であり、厚生年金保険では、事業主も保険料の1/2を負担しています。

【出典】厚生労働省『公的年金制度の財政収支状況 令和6年度（単年度収支状況）』

国庫負担分・年金積立金の運用収入などをプラス

年金支給額（令和6年度）

55兆3,401億円

保険料徴収に国庫負担と年金積立金の運用収入を追加して支払われている年金支給額は55兆3,401億円であり、日本の名目GDP^{*6}の約1割となっています。

【出典】厚生労働省『公的年金各制度の財政収支状況 令和6年度（単年度収支状況）』

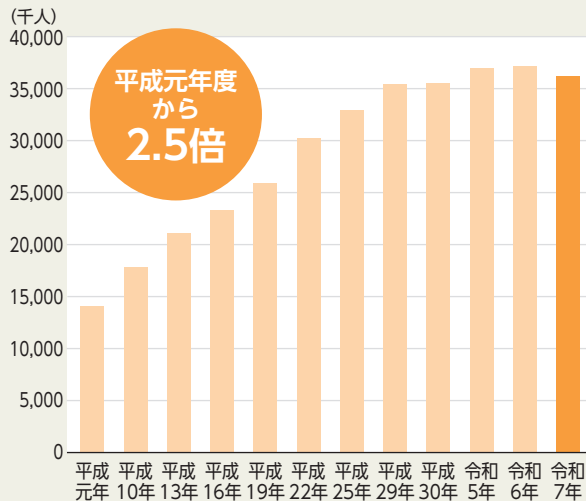
年金受給権者数（令和6年度末）

3,941万人

日本の人口は約1億2,340万人ですので、国民の約3割が、老齢年金、障害年金、遺族年金の受給権者^{*7}となっています。
【出典】厚生労働省『厚生年金保険・国民年金事業年報』（令和6年度）

65歳以上の人口（令和7年4月）

65歳以上の人口推移

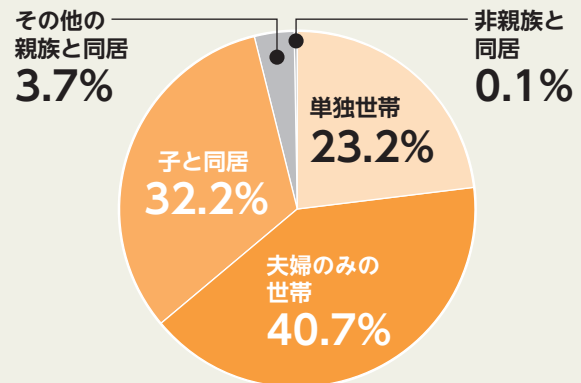


高齢者の人口は平成元年（1,431万人）から約2.5倍に増えています。

【出典】総務省『人口推計』

3,620万人

65歳以上の者の家族形態



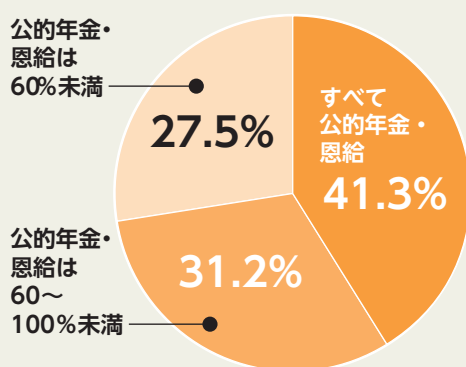
高齢者の家族形態をみると、「夫婦のみの世帯」（夫婦の両方または一方が65歳以上）の者が1,638万7千人（65歳以上の者の40.7%）で最も多く、次いで「子と同居」の者が1,296万6千人（同32.2%）、「単独世帯」の者が933万5千人（同23.2%）となっている。

【出典】厚生労働省『令和7年国民生活基礎調査』

所得のすべてが公的年金・恩給の高齢者世帯※8

41.3%

公的年金・恩給が総所得に占める割合



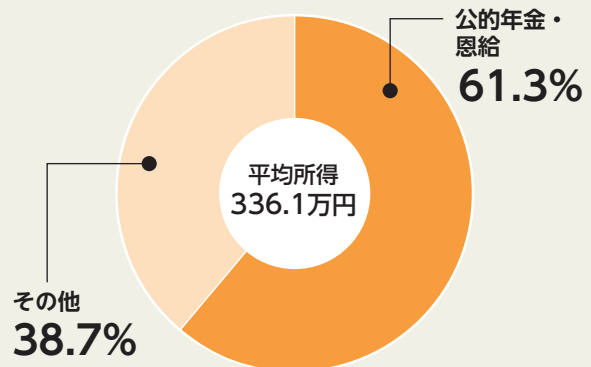
公的年金を受給している高齢者世帯の約4割の方が公的年金と恩給だけで生活しています。

【出典】厚生労働省『令和7年国民生活基礎調査』

高齢者世帯の公的年金・恩給額

205.9万円

高齢者1世帯あたりの平均所得金額の構成



公的年金と恩給額は平均205.9万円であり、これは高齢者世帯の平均所得の61.3%を占めています。

【出典】厚生労働省『令和7年国民生活基礎調査』

◎端数整理のため、合計が一部不一致の場合があります。

※1：総人口は翌年度4月1日現在の総人口（確定値）（総務省統計局 人口推計月報）です。

※2：人数は、令和6年度末の数値です。第1号被保険者には、任意加入被保険者（21万人）を含みます。

※3：第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことです。

（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含みます。）

※4：保険料を免除または猶予されている人を含みます。

※5：未納者とは、24か月（令和5年4月～令和7年3月）の保険料が未納となっている人です。

※6：その年に生産されたモノやサービスの合計額を、市場の価格で算出したものをいいます（GDPとは国内総生産のことです）。

※7：ここでは重複のない公的年金の実受給権者のことをいいます。

※8：高齢者世帯とは65歳以上の人のみで構成するか、またはこれに18歳未満の人が加わった世帯のことをいいます。

2 「わたしと年金」 エッセイ

令和7年度
受賞作品

すべての受賞作品(全文)および受賞作品をアニメーション化した動画を、機構ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。



← 受賞作品は左側二次元コード
(<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/essay.html>)
アニメーション動画は右側二次元コード →
(<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/animation.html>)



広島県 上廣 彩花 様 (高校生)



父がお金になってしまった。

そんなふうに思ったのは、去年の冬、父が亡くなって一ヶ月程たった頃。母と共に、年金事務所で「遺族年金」を申請したときだった。

私の父は、癌を患っていた。入退院を繰り返しながら、ずっと治療が続いていた。父は、自分の仕事に誇りを持っていたのだと思う。体調が悪くても、薬を飲み続け「大丈夫」と言って、仕事に復帰しようとしていた。そんな父の想いと、私たち家族の願いもむなしく、病状は悪化する一方だった。

そして、再度体調が悪くなって入院をしていたある日、突然意識を失って、そのまま目を覚ますことはなかった。

最後のとき、病室には母と姉と私の三人がいた。父は、私の呼びかけにも、母や姉の声にも、応えてくれなかった。まだ生きていてほしいと、みんながそう言ったのに、その想いは届かないまま、父は静かに旅立ってしまった。

父が入院してから、家族の生活は大きく変わった。母も姉も、父の容態がいつ悪くなってもすぐ駆けつけられるようにと、仕事を休んでいた。その後、父がいなくなった喪失感と、張りつめていた日々の疲れがどっと詰めかけてきたのか、私たちは皆、かなり落ち込んでしまった。とても、すぐに働けるような状態ではなかった。

それでも、葬儀の後は、現実が一気に押し寄せてきた。生活費、光熱費、食費、学費。生きるためには、思っている以上にたくさんのお金がかかった。私たちは、ただ不安に押しつぶされているだけではいられなかった。そんなときに頼ることになったのが、遺族年金だった。

正直、今までは、年金なんて遠い将来にもらうものだと思っていた。厚生年金や国民年金があるのだと学校で習ったけれど、どこか他人事のように感じていた。しかし、年金事務所の窓口で必要書類を出し、遺族年金について説明されたとき、私は現実には引き戻された。

父がお金になってしまった。そんな思いが、ふと胸をよぎった。まだぬくもりの残る記憶の中の父が、書類で金額が変わってしまうような気がして、なんとも言えない気持ちになった。お金なんかいらなから、父が帰ってきてほしい。そう思った。

しかし、それは父が生きていた証だった。ずっと家族のために働いて、まじめに年金を納め続けてきたからこそ、その想いが遺族年金という形で残ったのだと、あとになって気付いた。

母は、父がいなくなったことを悲しみながらも、それでも懸命に手続きをこなしていた。何枚もの書類に目を通し、役所に行き、電話をかけ、必要な証明を揃えていった。葬儀の途中、泣いていた母。私は母が泣くところを父の葬儀以外で見たことがなかった。涙をこらえながら、それでも前をむこうとして行動を起こしていた母の姿は、今でも忘れられない。

年金は、ただのお金ではない。父が私たち家族に遺してくれた、大きな愛情だったのだと、私はそう思う。生きている間だけでなく、いなくなっても、家族を守ってくれるもの。それが年金という制度の持つ、本当の意味なのだ、私は身をもって知った。

これから私は、大人になって、社会に出て、働くようになる。そして、いずれ、年金を納める立場になる。昔の私だったら「どうせもらえないのに」や「損してる」と思っていたかもしれない。でも、今は違う。そのお金がいつかどこかで、誰かの支えになるかもしれない。もしかしたら、私のように突然家族を失って、不安でたまらない思いをしている誰かの、救いになるかもしれない。そう思えたのは、父が遺族年金という形で、私たちに年金について教えてくれたからだ。

お金になったのではなく、想いとして、父は今も私たちと一緒に生きている。そのことを、私はこれからも忘れず、前をむいて進んでいきたい。

「わたしと年金」エッセイを毎年募集しています！

11月を「ねんきん月間」と位置づけ、当機構は、厚生労働省と協力し、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための周知・啓発活動を行っています。取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集していますので、ご応募ください。

また、当機構からの教育機関等における周知・協力依頼を、学校教育活動の状況に十分配慮のうえ、実施します。なお、本エッセイ募集は、厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会および全国都道府県教育委員会連合会の後援を得ています。



愛知県 山本 美智 様 (50代)



いまから8年前の3月下旬、それはあまりにも突然でした。

小学校教師だった私は、転勤先が決まり期待に胸を膨らまし、春休みを過ごしていた早朝のことです。夫が意識のない私を発見し、病院へ救急搬送されました。51歳の私は、右脳梗塞になってしまいました。まさに青天の霹靂でした。当時の我が家は、定年退職したばかりの夫と高校3年生になる次男との3人暮らしでした。夫が退職したことで世帯年収が減り、次男を支えるつもりでいた矢先でした。

「かあちゃん、死ぬな。」

と、救命室にいる私に呼びかける次男は号泣していました。大学進学を控え、これから主戦力となる母が倒れたのです。次男への申し訳なさや自分の病状の不安さが入り混じり、ただでさえ左目の視野が狭まり、体も心も目の前が真っ暗でした。次男の魂の叫びが天に届いたのでしょうか。私は重度の脳梗塞でしたが、死ぬことはありませんでした。

入院当初、医師の診断は「左片麻痺の生涯車椅子の生活」でしたが、懸命にリハビリを続けて杖歩行ができるようになりました。その間、夫が学校の早期退職や障害年金などの様々な手続きや申請に奔走してくれました。突然に障害者となり無職の生活となりました。定年退職した夫の収入は、大学の非常勤講師としての僅かな収入と年金でした。夫の収入だけでは、生活費、治療費、学費などをまかなっていくのは厳しい状況でした。

ところが、その心配は杞憂に終わりました。障害年金の受給が早々に認定されたからです。私は教師になってからも当然ですが、大学生時代から国民年金保険料を納めており、年金未納期間はありませんでした。健常者から中途障害者となり、人生のどん底であった私にとって希望の光となりました。夫の収入だけで夫婦の生活費を切り詰めて生活していくことは我慢ができます。私の医療費無料と障害年金支給で、次男の進学が保証できると感じたからです。

そして、次男は希望する大学と大学院へ進学することができました。次男の在学期間、国民年金保険料は学生納付特例により納付しませんでした。大学院の2年間の国民年金保険料は、夫婦が代替して納付してきました。次男は今春大学院を卒業し就職することができました。これまで年金のお陰で大学生活の支援がなされていた次男でしたが、これからは自分の力で働いて保険料を納めていくことができます。国の恩恵のお返しをする次男の成長を嬉しく感じます。

年金制度に関するネガティブ発言や報道を見聞きするたびに、我が家は日本の年金制度に救われたと声を大にして社会に伝えたいです。人に優しい相互扶助の仕組みである日本の年金の仕組みは世界に誇れるものです。確かに少子高齢化によって、制度の存続自体が危ぶまれています。年金支給によって生きる希望を感じる人もいます。次男のように、助けられた恩に感謝し、よい形で返す心をもつ人の声を広める必要があると思っています。

私は健常者の頃は年金制度に無知でした。保険料は天引きされて、年金を意識することすらありませんでした。障害者になったからこそ年金制度を詳しく知り、年金の恩恵を意識することができました。教師時代に納付していた保険料が、その時代の人助けになっていたと思うと、素直に嬉しいです。

人生100年時代、私はその中間地点で脳梗塞となり、残りの人生を左片麻痺の身体で生きていきます。これからは子育てに年金を使っていくことはありませんが、生活費の礎を障害年金に頼ることになります。日本国の恩恵と働いている方々へ感謝の念をもち、今後も明るく笑顔を忘れずに生きていきたいと思う日々です。

3 年金相談のインターネット予約のご案内

当機構では、全国の年金事務所および街角の年金相談センターでの来訪相談について、インターネットからの年金相談予約を受け付けております。

受付時間

土日祝日を含め毎日 8:00～23:30

翌々営業日以降の相談日から予約可能！ ※システムメンテナンスによる停止を行うことがあります。

インターネット予約のながれ

1. 予約の申し込み

案内に従って 1. 相談内容 2. 希望日時 3. 来訪する年金事務所 4. お客様情報をご入力いただくことにより予約の申し込みができます。

▶ 予約にあたり以下が必要です。

- ・基礎年金番号（基礎年金番号通知書または年金証書をご確認ください）※配偶者がいる場合は、配偶者の基礎年金番号も必要です。
- ・受信可能なメールアドレス

2. 仮予約の完了

日本年金機構から「仮予約申し込み受付」というメールが届きますので、メールに記載された手順に従って手続きを進めてください。

※この時点では、まだ予約確定ではございませんのでご注意ください。

3. 予約完了

ご希望の予約枠の空き情報を確認のうえ、予約成功または予約失敗のメールが送信されます。予約成功のメールが届きましたら予約完了です。

※予約失敗のメールが届いた場合は、別の希望日時で再度お申し込みをお願いします。

4. 予約した年金事務所等の窓口で相談

相談当日は、予約された年金事務所等にお越しください。窓口でお待ちしております。

※年金相談の際には、マイナンバーカードなど本人確認できる書類が必要です。



予約サイトへのアクセス方法

スマートフォン・
携帯電話



パソコン



日本年金機構 予約相談

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/yoyaku.html>

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/yoyaku.html>

4 年金についてのお問い合わせ先



オンラインサービス

年金について知りたい方

ねんきんネット



ご自身の年金記録の確認や将来受け取る年金見込み額の試算ができます

年金Q&A



年金に関する質問の回答をキーワード検索で探せます

ねんきんチャットボット



よくあるお問い合わせについてチャット(対話)形式で相談できます(24時間対応)

動画 (YouTube)



年金の制度や届出方法について動画で確認できます

外国語ページ / Language



年金に関する説明やお知らせをいろいろな国の言葉やわかりやすい日本語で確認できます

機構公式 X や Facebook で各種制度や通知書の情報などを発信しています。ぜひ、フォローいただき、ご利用ください。



https://x.com/Nenkin_Kikou



<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



手続きをしたい方

個人向けサービス



国民年金や年金の受け取りに関する手続きができます
また、源泉徴収票などの通知書を電子データで受け取れます

事業所向けサービス



健康保険・厚生年金保険の手続きができます
また、社会保険料額などの情報を電子データで受け取れます



電話



電話での相談は、相談内容に応じた各種ダイヤル(ねんきんダイヤル等)で受け付けています

「年金についての一般的な問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ」



0570-05-1165

050で始まる番号などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は
(東京)03-6700-1165

受付時間 月曜日(月曜日が休日の場合は、翌日以降の平日の初日)/8:30~19:00
火~金曜日/8:30~17:15 第2土曜日/9:30~16:00
◎第2土曜日以外の土・日・祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は『予約受付専用電話』へ



0570-05-4890

050で始まる番号などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は
(東京)03-6631-7521

受付時間 月~金曜日(平日)/8:30~17:15
◎土・日・祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

ご相談の窓口は、全国にございます。

年金についてのご相談は、年金事務所および街角の年金相談センターでお受けしています。
月曜日(月曜日が休日の場合は、翌日以降の平日の初日)/8:30~19:00 火~金曜日/8:30~17:15
第2土曜日/9:30~16:00 ◎第2土曜日以外の土・日・祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。
◎一部の街角の年金相談センターは17:15以降および第2土曜日にはご利用できません。

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号』へ



0570-058-555

050で始まる番号などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は
(東京)03-6700-1144

受付時間 月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日)/8:30~19:00
火~金曜日/8:30~17:15 第2土曜日/9:30~16:00
◎第2土曜日以外の土・日・祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

国民年金加入者向け



0570-003-004

050で始まる番号などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は
(東京)03-6630-2525

事業所・厚生年金加入者向け



0570-007-123

050で始まる番号などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は
(東京)03-6637-2913

受付時間 月~金曜日/8:30~19:00 第2土曜日/9:30~16:00
◎第2土曜日以外の土・日・祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。



対面



対面での相談は、全国の年金事務所・街角の年金相談センターで受け付けています



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

電話 03-5344-1100 (代表)

<https://www.nenkin.go.jp>

2026年9月発行